

## 林務関係工事標準仕様書新旧対照表

改正後	現行	備考
<p><b>第102条 用語の定義</b></p> <p>1～21 略</p> <p>22 受理とは、契約図書に基づき、請負者、監督員が、相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。</p> <p>23～43 (省略)</p>	<p><b>第102条 用語の定義</b></p> <p>1～21 略</p> <p>22 受理とは、契約図書に基づき、請負者、監督員が、相互に差し出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。</p> <p>23～43 略</p>	
<p><b>第106条 施工計画書</b></p> <p>1 略</p> <p>2 請負者は、施工計画書を遵守し工事の施工に当たらなければならない。この場合、請負者は、施工計画書に次の事項について記載しなければならない。また、監督員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、請負者は当初請負代金額が2,000万円未満の工事及び維持工事等簡易な工事もしくは単価契約工事においては設計図書に示す場合を除き、記載内容の一部を省略するものとする。</p> <p>省略する項目は(5)、(8)、(9)とする。</p> <p>(1) 実施工程表</p> <p>(2) 安全管理</p> <p>(3) 指定機械及び主要機械（船舶）</p> <p>(4) 施工方法（主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む）</p> <p>(5) 施工管理計画</p> <p>(6) 緊急時の体制及び対応</p> <p>(7) 交通管理</p> <p>(8) 環境対策</p> <p>(9) 現場作業環境の整備</p> <p>(10) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法</p> <p>(11) <u>法定休日・所定休日（週休二日の導入）</u></p> <p><u>(12) その他</u></p> <p>3～5 (省略)</p>	<p><b>第106条 施工計画書</b></p> <p>1 略</p> <p>2 請負者は、施工計画書を遵守し工事の施工に当たらなければならない。この場合、請負者は、施工計画書に次の事項について記載しなければならない。また、監督員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、請負者は当初請負代金額が2,000万円未満の工事及び維持工事等簡易な工事もしくは単価契約工事においては設計図書に示す場合を除き、記載内容の一部を省略するものとする。</p> <p>省略する項目は(5)、(8)、(9)とする。</p> <p>(1) 実施工程表</p> <p>(2) 安全管理</p> <p>(3) 指定機械及び主要機械（船舶）</p> <p>(4) 施工方法（主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む）</p> <p>(5) 施工管理計画</p> <p>(6) 緊急時の体制及び対応</p> <p>(7) 交通管理</p> <p>(8) 環境対策</p> <p>(9) 現場作業環境の整備</p> <p>(10) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法</p> <p>(11) その他</p> <p>3～5 略</p>	
<p><b>第127条 施工管理</b></p> <p>1～2 略</p> <p>3 請負者は、施工に先立ち工事現場又はその周辺の一般通行人等が見易い場所に、工事目的、工期、発注者名及び<u>施工者名</u>を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。</p> <p>4～10 略</p>	<p><b>第127条 施工管理</b></p> <p>1～2 略</p> <p>3 請負者は、施工に先立ち工事現場又はその周辺の一般通行人等が見易い場所に、工事名、工期、発注者名及び<u>請負者名</u>を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。</p> <p>4～10 略</p>	

## 林務関係工事標準仕様書新旧対照表

改正後	現行	備考
<p><b>第130条 工事中の安全確保</b></p> <p>1 請負者は、「土木工事安全施工技術指針」（国土交通大臣官房技術審議官通達、令和5年3月）、「森林土木工事安全施工技術指針」（林野庁森林整備部長通達、平成15年3月27日）、「建設機械施工安全技術指針」（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）、「潜水作業安全施工指針」（日本潜水協会）及び「作業船団安全通航指針」（日本海上起重技術協会）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い労働災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて請負者を拘束するものではない。</p> <p>2～3 1 略</p>	<p><b>第130条 工事中の安全確保</b></p> <p>1 請負者は、「土木工事安全施工技術指針」（国土交通大臣官房技術審議官通達、令和4年2月）、「森林土木工事安全施工技術指針」（林野庁森林整備部長通達、平成15年3月27日）、「建設機械施工安全技術指針」（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）、「潜水作業安全施工指針」（日本潜水協会）及び「作業船団安全通航指針」（日本海上起重技術協会）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い労働災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて請負者を拘束するものではない。</p> <p>2～3 1 略</p>	
<p><b>第134条 環境対策</b></p> <p>1～6 略</p> <p>7 請負者は、「建設工事に伴う騒音振動対策指針」（建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正）によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」（国土交通省告示、平成13年4月9日改正）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の変換が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種又は対策をもって協議することができる。</p> <p>なお、請負者は協議を行う前に次の①及び②について確認しなければならない。</p> <p>① 調達した建設機械が「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」（国土交通省告示、平成13年4月9日改正）（以下「新基準」と呼ぶ。）に適合しているか、該当建設機械のメーカーに確認する。</p> <p>② 調達した建設機械が建設機械メーカーによる騒音対策を施すことにより新基準に適合するか、該当建設機械のメーカーへ確認する。</p> <p>8～13 略</p>	<p><b>第134条 環境対策</b></p> <p>1～6 略</p> <p>7 請負者は、「建設工事に伴う騒音振動対策指針」（建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正）によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定」（国土交通省告示、平成13年4月9日改正）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の変換が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種又は対策をもって協議することができる。</p> <p>なお、請負者は協議を行う前に次の①及び②について確認しなければならない。</p> <p>① 調達した建設機械が「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」（国土交通省告示、平成13年4月9日改正）（以下「新基準」と呼ぶ。）に適合しているか、該当建設機械のメーカーに確認する。</p> <p>② 調達した建設機械が建設機械メーカーによる騒音対策を施すことにより新基準に適合するか、該当建設機械のメーカーへ確認する。</p> <p>8～13 略</p>	
<p><b>第136条 交通安全管理</b></p> <p>1～3 略</p> <p>4 請負者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（内閣府・国土交通省令第1号、令和5年3月改正）、「道路工事現場における標示施設等の設置基準」（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、「道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について」（国土交通省道路局長通知、平成18年3月31日）及び「道路工事保安設備設置基準」（愛知県建設部、平成30年3月）に基づき安全対策を講じなければならない。</p> <p>5～18 略</p>	<p><b>第136条 交通安全管理</b></p> <p>1～3 略</p> <p>4 請負者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（内閣府・国土交通省令第2号、令和3年6月改正）、「道路工事現場における標示施設等の設置基準」（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、「道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について」（国土交通省道路局長通知、平成18年3月31日）及び「道路工事保安設備設置基準」（愛知県建設部、平成30年3月）に基づき安全対策を講じなければならない。</p> <p>5～18 略</p>	
<p><b>第138条 諸法令の遵守</b></p> <p>1 略</p> <p>(1)～(90) 略</p> <p><u>(91)宅地造成及び特定盛土規制法（令和4年5月第55号）</u></p> <p>2～3 略</p>	<p><b>第138条 諸法令の遵守</b></p> <p>1 略</p> <p>(1)～(90) 略</p> <p><b>【新規】</b></p> <p>2～3 略</p>	

# 林務関係工事標準仕様書新旧対照表

改正後	現行	備考
<p><b>第142条 提出書類</b></p> <p>1 (本文省略)</p> <p>(1) 施工計画書</p> <p>(2) <u>実施工程表</u></p> <p>(3) 材料関係書類</p> <p>(4) 段階確認書・施工状況把握報告書</p> <p>(5) 品質管理図書</p> <p>(6) 出来形管理図書</p> <p>(7) 工事写真</p> <p>(8) 施工体制台帳及び施工体系図</p> <p>(9) 安全確保に関する書類 (検査時に提示のみで可)</p> <p>(10) その他、設計図書で提出することとした書類 (各種資料 (工事打合せ簿)、台帳等)</p> <p>2～3 略</p>	<p><b>第142条 提出書類</b></p> <p>1 (本文省略)</p> <p>(1) 施工計画書</p> <p>(2) 材料関係書類</p> <p>(3) 段階確認書・施工状況把握報告書</p> <p>(4) 品質管理図書</p> <p>(5) 出来形管理図書</p> <p>(6) 工事写真</p> <p>(7) 施工体制台帳及び施工体系図</p> <p>(8) 安全確保に関する書類 (検査時に提示のみで可)</p> <p>(9) その他、設計図書で提出することとした書類 (各種資料 (工事打合せ簿)、台帳等)</p> <p>2～3 略</p>	
<p><b>第213条 一般事項</b></p> <p>1 道路用砕石及びコンクリート用骨材等は、以下の規格に適合するものとする。</p> <p>JIS A 5001 (道路用砕石)</p> <p>JIS A 5005 (コンクリート用砕石及び砕砂)</p> <p>JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部:高炉スラグ骨材)</p> <p>JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部:フェロニッケルスラグ骨材)</p> <p>JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部:銅スラグ骨材)</p> <p>JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部:電気炉酸化スラグ骨材)</p> <p><u>JIS A 5011-5 (コンクリート用スラグ骨材-第5部:石炭ガス化スラグ骨材)</u></p> <p>JIS A 5015 (道路用鉄鋼スラグ)</p> <p>JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)</p> <p>JIS A 5308 (レディーミクストコンクリート) 付属書A (レディーミクストコンクリート用骨材)</p> <p>2～8 略</p>	<p><b>第213条 一般事項</b></p> <p>1 道路用砕石及びコンクリート用骨材等は、以下の規格に適合するものとする。</p> <p>JIS A 5001 (道路用砕石)</p> <p>JIS A 5005 (コンクリート用砕石及び砕砂)</p> <p>JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部:高炉スラグ骨材)</p> <p>JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部:フェロニッケルスラグ骨材)</p> <p>JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部:銅スラグ骨材)</p> <p>JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部:電気炉酸化スラグ骨材)</p> <p><b>【新規】</b></p> <p>JIS A 5015 (道路用鉄鋼スラグ)</p> <p>JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)</p> <p>JIS A 5308 (レディーミクストコンクリート) 付属書A (レディーミクストコンクリート用骨材)</p> <p>2～8 略</p>	

# 林務関係工事標準仕様書新旧対照表

改正後								現行								備考		
<b>第222条 鋼材</b> (本文省略) (1)～(18) 略 (19) 異形スタッド (エキスパンション用) エキスパンション用異形スタッド (NSD400) の品質規格は下表のとおりとする。 <b>異形スタッド (NSD400) の品質規格</b>									<b>第222条 鋼材</b> (本文省略) (1)～(18) 略 (19) 異形スタッド (エキスパンション用) エキスパンション用異形スタッド (NSD400) の品質規格は下表のとおりとする。 <b>異形スタッド (NSD400) の品質規格</b>									
機械的性質				化学成分				機械的性質				化学成分						
引張強さ kgf/mm <sup>2</sup> (N/mm <sup>2</sup> )	降伏点 kgf/mm <sup>2</sup> (N/mm <sup>2</sup> )	伸び %	試験片	C	Mn	<b>P</b>	S	引張強さ kgf/mm <sup>2</sup> (N/mm <sup>2</sup> )	降伏点 kgf/mm <sup>2</sup> (N/mm <sup>2</sup> )	伸び %	試験片	C	Mn	<b>F</b>	S			
41～56 (400～550)	24 以上 (235 以上)	20 以上	JIS Z 2201 4号標点距離 L=4D	0.2 以下	0.3～0.9	0.040 以下	0.040 以下	41～56 (400～550)	24 以上 (235 以上)	20 以上	JIS Z 2201 4号標点距離 L=4D	0.2 以下	0.3～0.9	0.040 以下	0.040 以下			
<b>第223条 一般事項</b> 1～3 略 4 請負者は、貯蔵中に塊状になったセメントを用いてはならない。また、湿気を <u>受けた</u> 疑いのあるセメント、その他異常を認めたセメントの使用にあたっては、これを用いる前に試験を行い、その品質を確かめなければならない。ただし、保管期間が長期にわたると品質が変動する可能性があるため、長期間貯蔵したセメントは使用してはならない。 5～9 略									<b>第223条 一般事項</b> 1～3 略 4 請負者は、貯蔵中に塊状になったセメントを用いてはならない。また、湿気を <u>うけた</u> 疑いのあるセメント、その他異常を認めたセメントの使用にあたっては、これを用いる前に試験を行い、その品質を確かめなければならない。ただし、保管期間が長期にわたると品質が変動する可能性があるため、長期間貯蔵したセメントは使用してはならない。 5～9 略									

# 林務関係工事標準仕様書新旧対照表

改正後	現行	備考																																																																																						
<p><b>第224条 セメント</b></p> <p>1～2 略</p> <p>3 普通ポルトランドセメントの品質は、表2-19の規格に適合するものとする。</p> <p style="text-align: center;"><b>表2-19 普通ポルトランドセメントの品質</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">品質</th> <th>規格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">比表面積 <math>\text{cm}^2/\text{g}</math></td> <td>2,500 以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">凝結 h</td> <td>始発</td> <td>1 以上</td> </tr> <tr> <td>終結</td> <td>10 以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">安定性</td> <td>バット法</td> <td>良</td> </tr> <tr> <td>ルシヤチリエ法 mm</td> <td>10以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">圧縮強さ <math>\text{N}/\text{mm}^2</math></td> <td>3d</td> <td>12.5 以上</td> </tr> <tr> <td>7d</td> <td>22.5 以上</td> </tr> <tr> <td>28d</td> <td>42.5 以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">水和熱 J/g</td> <td>7d</td> <td>測定値を報告する</td> </tr> <tr> <td>28d</td> <td>測定値を報告する</td> </tr> <tr> <td>酸化マグネシウム</td> <td>%</td> <td>5.0 以下</td> </tr> <tr> <td>三酸化硫黄</td> <td>%</td> <td>3.5 以下</td> </tr> <tr> <td>強熱減量</td> <td>%</td> <td>5.0 以下</td> </tr> <tr> <td>全アルカリ <u>(Na<sub>2</sub>Oeq)</u></td> <td>%</td> <td>0.75 以下</td> </tr> <tr> <td>塩化物イオン</td> <td>%</td> <td>0.035 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注] 全アルカリ <u>(Na<sub>2</sub>Oeq)</u> の算出は、JIS R 5210 (ポルトランドセメント) 付属書ポルトランドセメント (低アルカリ形) による。</p>	品質		規格	比表面積 $\text{cm}^2/\text{g}$		2,500 以上	凝結 h	始発	1 以上	終結	10 以下	安定性	バット法	良	ルシヤチリエ法 mm	10以下	圧縮強さ $\text{N}/\text{mm}^2$	3d	12.5 以上	7d	22.5 以上	28d	42.5 以上	水和熱 J/g	7d	測定値を報告する	28d	測定値を報告する	酸化マグネシウム	%	5.0 以下	三酸化硫黄	%	3.5 以下	強熱減量	%	5.0 以下	全アルカリ <u>(Na<sub>2</sub>Oeq)</u>	%	0.75 以下	塩化物イオン	%	0.035 以下	<p><b>第224条 セメント</b></p> <p>1～2 略</p> <p>3 普通ポルトランドセメントの品質は、表2-19の規格に適合するものとする。</p> <p style="text-align: center;"><b>表2-19 普通ポルトランドセメントの品質</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">品質</th> <th>規格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">比表面積 <math>\text{cm}^2/\text{g}</math></td> <td>2,500 以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">凝結 h</td> <td>始発</td> <td>1 以上</td> </tr> <tr> <td>終結</td> <td>10 以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">安定性</td> <td>バット法</td> <td>良</td> </tr> <tr> <td>ルシヤチリエ法 mm</td> <td>10以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">圧縮強さ <math>\text{N}/\text{mm}^2</math></td> <td>3d</td> <td>12.5 以上</td> </tr> <tr> <td>7d</td> <td>22.5 以上</td> </tr> <tr> <td>28d</td> <td>42.5 以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">水和熱 J/g</td> <td>7d</td> <td>測定値を報告する</td> </tr> <tr> <td>28d</td> <td>測定値を報告する</td> </tr> <tr> <td>酸化マグネシウム</td> <td>%</td> <td>5.0 以下</td> </tr> <tr> <td>三酸化硫黄</td> <td>%</td> <td>3.5 以下</td> </tr> <tr> <td>強熱減量</td> <td>%</td> <td>5.0 以下</td> </tr> <tr> <td>全アルカリ <u>(Na<sub>2</sub>O eq)</u></td> <td>%</td> <td>0.75 以下</td> </tr> <tr> <td>塩化物イオン</td> <td>%</td> <td>0.035 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注] 全アルカリ <u>(Na<sub>2</sub>O eq)</u> の算出は、JIS R 5210 (ポルトランドセメント) 付属書ポルトランドセメント (低アルカリ形) による。</p>	品質		規格	比表面積 $\text{cm}^2/\text{g}$		2,500 以上	凝結 h	始発	1 以上	終結	10 以下	安定性	バット法	良	ルシヤチリエ法 mm	10以下	圧縮強さ $\text{N}/\text{mm}^2$	3d	12.5 以上	7d	22.5 以上	28d	42.5 以上	水和熱 J/g	7d	測定値を報告する	28d	測定値を報告する	酸化マグネシウム	%	5.0 以下	三酸化硫黄	%	3.5 以下	強熱減量	%	5.0 以下	全アルカリ <u>(Na<sub>2</sub>O eq)</u>	%	0.75 以下	塩化物イオン	%	0.035 以下	
品質		規格																																																																																						
比表面積 $\text{cm}^2/\text{g}$		2,500 以上																																																																																						
凝結 h	始発	1 以上																																																																																						
	終結	10 以下																																																																																						
安定性	バット法	良																																																																																						
	ルシヤチリエ法 mm	10以下																																																																																						
圧縮強さ $\text{N}/\text{mm}^2$	3d	12.5 以上																																																																																						
	7d	22.5 以上																																																																																						
	28d	42.5 以上																																																																																						
水和熱 J/g	7d	測定値を報告する																																																																																						
	28d	測定値を報告する																																																																																						
酸化マグネシウム	%	5.0 以下																																																																																						
三酸化硫黄	%	3.5 以下																																																																																						
強熱減量	%	5.0 以下																																																																																						
全アルカリ <u>(Na<sub>2</sub>Oeq)</u>	%	0.75 以下																																																																																						
塩化物イオン	%	0.035 以下																																																																																						
品質		規格																																																																																						
比表面積 $\text{cm}^2/\text{g}$		2,500 以上																																																																																						
凝結 h	始発	1 以上																																																																																						
	終結	10 以下																																																																																						
安定性	バット法	良																																																																																						
	ルシヤチリエ法 mm	10以下																																																																																						
圧縮強さ $\text{N}/\text{mm}^2$	3d	12.5 以上																																																																																						
	7d	22.5 以上																																																																																						
	28d	42.5 以上																																																																																						
水和熱 J/g	7d	測定値を報告する																																																																																						
	28d	測定値を報告する																																																																																						
酸化マグネシウム	%	5.0 以下																																																																																						
三酸化硫黄	%	3.5 以下																																																																																						
強熱減量	%	5.0 以下																																																																																						
全アルカリ <u>(Na<sub>2</sub>O eq)</u>	%	0.75 以下																																																																																						
塩化物イオン	%	0.035 以下																																																																																						
<p><b>第225条 混和材料</b></p> <p>1～4 略</p> <p>5 急結剤は、「コンクリート標準示方書 (規準編) <u>[2023年制定]</u> JSCE-D 102-2018 吹付けコンクリート (モルタル) 用急結剤品質規格 (案) 」 (土木学会、<u>2018年</u> 10月) の規格に適合するものとする。</p>	<p><b>第225条 混和材料</b></p> <p>1～4 略</p> <p>5 急結剤は、「コンクリート標準示方書 (規準編) JSCE-D 102-2018 吹付けコンクリート (モルタル) 用急結剤品質規格 (案) 」 (土木学会、<u>平成30年</u> 10月) の規格に適合するものとする。</p>																																																																																							

# 林務関係工事標準仕様書新旧対照表

改正後	現行	備考																												
<p><b>第233条 再生用添加剤</b> (本文省略)</p> <p>表2-29 略 表2-30 略</p> <p>表2-31 再生用添加剤の標準的性状 プラント再生用</p> <table border="1" data-bbox="412 416 898 751"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>標準的性状</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>動粘度 (60°C) cSt (mm<sup>2</sup>/s)</td> <td>80~1,000 (80~1,000)</td> </tr> <tr> <td>引火点 °C</td> <td>250 以上</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱後の粘度比 (60°C)</td> <td>2 以下</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱質量変化率 %</td> <td>± 3</td> </tr> <tr> <td>密度 (15°C) g/cm<sup>3</sup></td> <td>報告</td> </tr> <tr> <td>組成 (石油学会法規格 JPI-5S-70-10)</td> <td>報告</td> </tr> </tbody> </table>	項目	標準的性状	動粘度 (60°C) cSt (mm <sup>2</sup> /s)	80~1,000 (80~1,000)	引火点 °C	250 以上	薄膜加熱後の粘度比 (60°C)	2 以下	薄膜加熱質量変化率 %	± 3	密度 (15°C) g/cm <sup>3</sup>	報告	組成 (石油学会法規格 JPI-5S-70-10)	報告	<p><b>第233条 再生用添加剤</b> (本文省略)</p> <p>表2-29 略 表2-30 略</p> <p>表2-31 再生用添加剤の標準的性状 プラント再生用</p> <table border="1" data-bbox="1267 416 1753 719"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>標準的性状</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>動粘度 (60°C) cSt (mm<sup>2</sup>/s)</td> <td>80~1,000 (80~1,000)</td> </tr> <tr> <td>引火点 °C</td> <td>250 以上</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱後の粘度比 (60°C)</td> <td>2 以下</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱質量変化率 %</td> <td>± 3</td> </tr> <tr> <td>密度 (15°C) g/cm<sup>3</sup></td> <td>報告</td> </tr> <tr> <td>組成 (石油学会法 JPI-5S-70-10)</td> <td>報告</td> </tr> </tbody> </table>	項目	標準的性状	動粘度 (60°C) cSt (mm <sup>2</sup> /s)	80~1,000 (80~1,000)	引火点 °C	250 以上	薄膜加熱後の粘度比 (60°C)	2 以下	薄膜加熱質量変化率 %	± 3	密度 (15°C) g/cm <sup>3</sup>	報告	組成 (石油学会法 JPI-5S-70-10)	報告	
項目	標準的性状																													
動粘度 (60°C) cSt (mm <sup>2</sup> /s)	80~1,000 (80~1,000)																													
引火点 °C	250 以上																													
薄膜加熱後の粘度比 (60°C)	2 以下																													
薄膜加熱質量変化率 %	± 3																													
密度 (15°C) g/cm <sup>3</sup>	報告																													
組成 (石油学会法規格 JPI-5S-70-10)	報告																													
項目	標準的性状																													
動粘度 (60°C) cSt (mm <sup>2</sup> /s)	80~1,000 (80~1,000)																													
引火点 °C	250 以上																													
薄膜加熱後の粘度比 (60°C)	2 以下																													
薄膜加熱質量変化率 %	± 3																													
密度 (15°C) g/cm <sup>3</sup>	報告																													
組成 (石油学会法 JPI-5S-70-10)	報告																													
<p><b>第236条 一般事項</b> 1~6 略</p> <p>7 鋼橋塗装に使用する塗料は、<u>JIS規格もしくは</u>「鋼道路橋防食便覧」(日本道路協会、平成26年3月)による<u>鋼道路橋塗装用塗料標準に適合した塗料を使用</u>する。</p>	<p><b>第236条 一般事項</b> 1~6 略</p> <p>7 鋼橋塗装に使用する塗料の<u>仕様及び使用量等については</u>、「鋼道路橋防食便覧」(日本道路協会、平成26年3月)による<u>C-5系を基本と</u>する。</p>																													
<p><b>第302条 一般事項</b> (本文省略)</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I 共通編) (平成29年11月)</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (II 鋼橋・鋼部材編) (平成29年11月)</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (IV 下部構造編) (平成29年11月)</p> <p>日本道路橋協会 鋼道路橋施工便覧 (令和2年9月)</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋防食便覧 (平成26年3月)</p> <p>日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成31年2月)</p> <p>日本道路協会 舗装調査・試験法便覧 (平成31年3月)</p> <p>日本道路協会 アスファルト舗装工事共通仕様書解説 (平成4年12月)</p> <p>日本道路協会 転圧コンクリート舗装技術指針(案) (平成2年11月)</p> <p>建設省 薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針 (昭和49年7月)</p> <p>建設省 薬液注入工事に係る施工管理等について (平成2年9月)</p> <p>日本グラウト協会 薬液注入工法の設計・施工指針 (平成元年6月)</p> <p>国土交通省 仮締切堤設置基準(案) (平成26年12月)</p> <p>環境省 水質汚濁に係る環境基準について (平成31年3月)</p> <p>建設省 防護柵の設置基準の改訂について (平成10年11月)</p>	<p><b>第302条 一般事項</b> (本文省略)</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I 共通編) (平成29年11月)</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (II 鋼橋・鋼部材編) (平成29年11月)</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (IV 下部構造編) (平成29年11月)</p> <p>日本道路橋協会 鋼道路橋施工便覧 (令和2年9月)</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋防食便覧 (平成26年3月)</p> <p>日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成31年2月)</p> <p>日本道路協会 舗装調査・試験法便覧 (平成31年3月)</p> <p>日本道路協会 アスファルト舗装工事共通仕様書解説 (平成4年12月)</p> <p>日本道路協会 転圧コンクリート舗装技術指針(案) (平成2年11月)</p> <p>建設省 薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針 (昭和49年7月)</p> <p>建設省 薬液注入工事に係る施工管理等について (平成2年9月)</p> <p>日本グラウト協会 薬液注入工法の設計・施工指針 (平成元年6月)</p> <p>国土交通省 仮締切堤設置基準(案) (平成26年12月)</p> <p>環境省 水質汚濁に係る環境基準について (平成31年3月)</p> <p>建設省 防護柵の設置基準の改訂について (平成10年11月)</p>																													

# 林務関係工事標準仕様書新旧対照表

改正後	現行	備考
建設省 車両用防護柵標準仕様について (平成 11 年 2 月)	建設省 車両用防護柵標準仕様について (平成 11 年 2 月)	
日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説／ボラードの設置便覧 (令和 3 年 3 月)	日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説／ボラードの設置便覧 (令和 3 年 3 月)	
日本道路協会 舗装の長期保証制度に関するガイドブック (令和 3 年 3 月)	日本道路協会 舗装の長期保証制度に関するガイドブック (令和 3 年 3 月)	
日本道路協会 舗装種別選定の手引き (令和 3 年 12 月)	日本道路協会 舗装種別選定の手引き (令和 3 年 12 月)	
日本道路協会 車両用防護柵標準仕様・同解説 (平成 16 年 3 月)	日本道路協会 車両用防護柵標準仕様・同解説 (平成 16 年 3 月)	
日本道路協会 杭基礎施工便覧 (令和 2 年 9 月)	日本道路協会 杭基礎施工便覧 (令和 2 年 9 月)	
<u>土木学会 鉄筋定着・継手指針[2020 年制定] (令和 2 年 3 月)</u>	<b>【新規】</b>	
全国特定法面保護協会 のり枠工の設計・施工指針 (平成 25 年 10 月)	全国特定法面保護協会 のり枠工の設計・施工指針 (平成 25 年 10 月)	
地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準 同解説 (平成 28 年 3 月)	地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準 同解説 (平成 24 年 5 月)	
<u>地盤工学会 地山補強土工法設計・施工マニュアル (平成 23 年 8 月)</u>	<b>【新規】</b>	
日本道路協会 道路土工要綱 (平成 21 年 6 月)	日本道路協会 道路土工要綱 (平成 21 年 6 月)	
日本道路協会 道路土工一軟弱地盤対策工指針 (平成 24 年 8 月)	日本道路協会 道路土工一軟弱地盤対策工指針 (平成 24 年 8 月)	
日本道路協会 道路土工一盛土工指針 (平成 22 年 4 月)	日本道路協会 道路土工一盛土工指針 (平成 22 年 4 月)	
日本道路協会 道路土工一切土・斜面安定工指針 (平成 21 年 6 月)	日本道路協会 道路土工一切土・斜面安定工指針 (平成 21 年 6 月)	
日本道路協会 道路土工一擁壁工指針 (平成 24 年 7 月)	日本道路協会 道路土工一擁壁工指針 (平成 24 年 7 月)	
日本道路協会 道路土工一カルバート工指針 (平成 22 年 3 月)	日本道路協会 道路土工一カルバート工指針 (平成 22 年 3 月)	
日本道路協会 道路土工一仮設構造物工指針 (平成 11 年 3 月)	日本道路協会 道路土工一仮設構造物工指針 (平成 11 年 3 月)	
日本道路協会 舗装再生便覧 (平成 22 年 12 月)	日本道路協会 舗装再生便覧 (平成 22 年 12 月)	
日本道路協会 舗装施工便覧 (平成 18 年 2 月)	日本道路協会 舗装施工便覧 (平成 18 年 2 月)	
日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧 (平成 9 年 12 月)	日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧 (平成 9 年 12 月)	
建設省 トンネル工事における可燃性ガス対策について (昭和 53 年 7 月)	建設省 トンネル工事における可燃性ガス対策について (昭和 53 年 7 月)	
建設業労働災害防止協会 ずい道工事における換気技術指針 (平成 24 年 3 月)	建設業労働災害防止協会 ずい道工事における換気技術指針 (平成 24 年 3 月)	
建設省 道路付属物の基礎について (昭和 50 年 7 月)	建設省 道路付属物の基礎について (昭和 50 年 7 月)	
日本道路協会 道路標識設置基準・同解説 (令和 2 年 6 月)	日本道路協会 道路標識設置基準・同解説 (令和 2 年 6 月)	
日本道路協会 路上表層再生工法技術指針 (案) (昭和 63 年 11 月)	日本道路協会 路上表層再生工法技術指針 (案) (昭和 63 年 11 月)	
日本道路協会 視線誘導標設置基準・同解説 (昭和 59 年 10 月)	日本道路協会 視線誘導標設置基準・同解説 (昭和 59 年 10 月)	
建設省 土木構造物設計マニュアル (案) [土工構造物・橋梁編] (平成 11 年 11 月)	建設省 土木構造物設計マニュアル (案) [土工構造物・橋梁編] (平成 11 年 11 月)	
建設省 土木構造物設計マニュアル (案) に係わる設計・施工の手引き (案) [ボックスカルバート・擁壁編] (平成 11 年 11 月)	建設省 土木構造物設計マニュアル (案) に係わる設計・施工の手引き (案) [ボックスカルバート・擁壁編] (平成 11 年 11 月)	
建設省 建設副産物適正処理推進要綱 (平成 14 年 5 月)	建設省 建設副産物適正処理推進要綱 (平成 14 年 5 月)	
厚生労働省 ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン (平成 29 年 6 月)	厚生労働省 ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン (平成 29 年 6 月)	
国土交通省 土木構造物設計マニュアル (案) [樋門編] (平成 14 年 1 月)	国土交通省 土木構造物設計マニュアル (案) [樋門編] (平成 14 年 1 月)	
国土交通省 土木構造物設計マニュアル (案) に係わる設計・施工の手引き (案) (平成 13 年 12 月)	国土交通省 土木構造物設計マニュアル (案) に係わる設計・施工の手引き (案) (平成 13 年 12 月)	
労働省 騒音障害防止のためのガイドライン (平成 4 年 10 月)	労働省 騒音障害防止のためのガイドライン (平成 4 年 10 月)	
厚生労働省 手すり先行工法に関するガイドライン (平成 21 年 4 月)	厚生労働省 手すり先行工法に関するガイドライン (平成 21 年 4 月)	

# 林務関係工事標準仕様書新旧対照表

改正後	現行	備考																								
<p><b>第307条 吹付工</b> 1 (本文省略)</p> <p style="text-align: center;"><b>吹付モルタル等の配合比</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 20%;">W/C</th> <th style="width: 20%;">C:S:G</th> <th style="width: 30%;">C:S</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリート吹付</td> <td style="text-align: center;">45~55%</td> <td style="text-align: center;">1:4:1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>モルタル吹付</td> <td style="text-align: center;">45~55%</td> <td></td> <td style="text-align: center;">1:4</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 吹付コンクリートに使用する細・粗骨材、吹付モルタルに使用する細骨材は、第2章第214条セメントコンクリート用骨材の規定によるものとする。</p>		W/C	C:S:G	C:S	コンクリート吹付	45~55%	1:4:1		モルタル吹付	45~55%		1:4	<p><b>第307条 吹付工</b> 1 (本文省略)</p> <p style="text-align: center;"><b>吹付モルタルの配合比</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 20%;">W/C</th> <th style="width: 20%;">C:S:G</th> <th style="width: 30%;">C:S</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリート吹付</td> <td style="text-align: center;">45~55%</td> <td style="text-align: center;">1:4:1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>モルタル吹付</td> <td style="text-align: center;">45~55%</td> <td></td> <td style="text-align: center;">1:4</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 吹付コンクリートに使用する細・粗骨材、吹付モルタルに使用する細骨材は、第2章第214条セメントコンクリート用骨材の規定によるものとする。</p>		W/C	C:S:G	C:S	コンクリート吹付	45~55%	1:4:1		モルタル吹付	45~55%		1:4	
	W/C	C:S:G	C:S																							
コンクリート吹付	45~55%	1:4:1																								
モルタル吹付	45~55%		1:4																							
	W/C	C:S:G	C:S																							
コンクリート吹付	45~55%	1:4:1																								
モルタル吹付	45~55%		1:4																							
<p><b>第316条 既製杭工</b> 1~24 略 25 (本文省略) (1)~(8) 略 (9) 請負者は、斜杭の場合の鋼杭及びH鋼杭の溶接にあたり、自重により継手が引張りを<u>受ける</u>側から開始しなければならない。 (10)~(11) 略</p>	<p><b>第316条 既製杭工</b> 1~24 略 25 (本文省略) (1)~(8) 略 (9) 請負者は、斜杭の場合の鋼杭及びH鋼杭の溶接にあたり、自重により継手が引張りを<u>うける</u>側から開始しなければならない。 (10)~(11) 略</p>																									
<p><b>第317条 場所打杭工</b> 1~19 (本文省略) 20 請負者は、泥水処理を行うにあたり、「水質汚濁に係る環境基準」(環境省告示)、「県民の生活環境の保全等に関する条例」等に従い、適切に処理を行わなければならない。 21~26 略</p>	<p><b>第317条 場所打杭工</b> 1~19 略 20 請負者は、泥水処理を行うにあたり、「水質汚濁に係る環境基準について」(環境省告示)、「県民の生活環境の保全等に関する条例」等に従い、適切に処理を行わなければならない。 21~26 略</p>																									
<p><b>第331条 コンクリートブロック工</b> 1~3 (本文省略) 4 請負者は、コンクリートブロック工の空張りの積上げにあたり、胴がい及び尻がいをういて固定し、胴込め材及び裏込め材を充てんした後、天端付近に著しい空隙が生じないように入念に施工し、締固めなければならない。 5~12 略</p>	<p><b>第331条 コンクリートブロック工</b> 1~3 (本文省略) 4 請負者は、コンクリートブロック工の空張りの積上げにあたり、胴がい及び尻がいをういて固定し、胴込め材及び裏込め材を充てんした後、天端付近に著しい<u>空げき</u>隙が生じないように入念に施工し、締固めなければならない。 5~12 略</p>																									
<p><b>第402条 適用すべき書基準</b> (本文省略)</p> <p>土木学会 コンクリート標準示方書(施工編) <b>[2023年制定]</b> (令和5年9月) コンクリート標準示方書(設計編) <b>[2022年制定]</b> (令和5年3月)</p> <p>土木学会 コンクリートのポンプ施工指針<b>[2012年制定]</b> (平成24年6月)</p> <p>国土交通省 アルカリ骨材反応抑制対策について (平成14年7月31日)</p> <p>国土交通省 「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について (平成14年7月31日)</p> <p>(社)日本圧接協会 鉄筋のガス圧接工事標準仕様書 (平成11年)</p> <p>土木学会 鉄筋定着・継手指針 (令和2年3月)</p> <p>公益社団法人日本鉄筋継手協会 鉄筋継手工事標準仕様書ガス圧接継手工事</p>	<p><b>第402条 適用すべき書基準</b> (本文省略)</p> <p>土木学会 コンクリート標準示方書(施工編) (平成30年3月) コンクリート標準示方書(設計編) (平成30年3月)</p> <p>土木学会 コンクリートのポンプ施工指針 (平成24年6月)</p> <p>国土交通省 アルカリ骨材反応抑制対策について (平成14年7月31日)</p> <p>国土交通省 「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について (平成14年7月31日)</p> <p>(社)日本圧接協会 鉄筋のガス圧接工事標準仕様書 (平成11年)</p> <p>土木学会 鉄筋定着・継手指針 (令和2年3月)</p> <p>公益社団法人日本鉄筋継手協会 鉄筋継手工事標準仕様書ガス圧接継手工事</p>																									



# 林務関係工事標準仕様書新旧対照表

改正後	現行	備考																																																																																																																																																																																																																																																		
<p>(平成 29 年 9 月)</p> <p>流動性を高めたコンクリートの活用検討委員会 流動性を高めた現場打ちコンクリート活用に関するガイドライン</p> <p>(平成 29 年 3 月)</p> <p>機械式鉄筋継手工法技術委員会 現場打ちコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン</p> <p>(平成 29 年 3 月)</p> <p>橋梁等のプレキャスト化及び標準化による生産性向上検討委員会 コンクリート橋のプレキャスト化ガイドライン</p> <p>(平成 30 年 6 月)</p> <p>道路プレキャストコンクリート工技術委員会ガイドライン検討小委員会 プレキャストコンクリート構造物に適用する機械式継手工法ガイドライン</p> <p>(平成 31 年 1 月)</p>	<p>(平成 29 年 9 月)</p> <p>流動性を高めたコンクリートの活用検討委員会 流動性を高めた現場打ちコンクリート活用に関するガイドライン</p> <p>(平成 29 年 3 月)</p> <p>機械式鉄筋継手工法技術委員会 現場打ちコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン</p> <p>(平成 29 年 3 月)</p> <p>橋梁等のプレキャスト化及び標準化による生産性向上検討委員会 コンクリート橋のプレキャスト化ガイドライン</p> <p>(平成 30 年 6 月)</p> <p>道路プレキャストコンクリート工技術委員会ガイドライン検討小委員会 プレキャストコンクリート構造物に適用する機械式継手工法ガイドライン</p> <p>(平成 31 年 1 月)</p>																																																																																																																																																																																																																																																			
<p><b>第 404 条 工場の選定等</b></p> <p><b>1～8 略</b></p> <p>9 一般土木工事に使用するコンクリートの配合は、設計図書に示す場合を除き表 4-1 のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;"><b>表 4-1 配合表</b></p> <table border="1" data-bbox="241 678 1052 1461"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>規格</th> <th>コンクリートの種類</th> <th>粗砂最大粒径 mm</th> <th>スランプ cm</th> <th>呼び強度 N/mm<sup>2</sup></th> <th>水セメント比 %以下</th> <th>単位セメント量 kg</th> <th>空気量 %</th> <th>セメントの種類</th> <th>適用範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無筋構造物 [I]</td> <td>18-5-40</td> <td>普通</td> <td>40</td> <td>5</td> <td>18</td> <td>(60)</td> <td>—</td> <td>4.5</td> <td>BB</td> <td>通路ガム、碓ガム</td> </tr> <tr> <td>無筋構造物 [II]</td> <td>18-8-40</td> <td>普通</td> <td>40</td> <td>8</td> <td>18</td> <td>(60)</td> <td>—</td> <td>4.5</td> <td>BB</td> <td>重力式擁壁等のマッピングな無筋構造物、比較的単純な鉄筋を有する構造物で半重力式擁壁</td> </tr> <tr> <td>無筋構造物 [III]</td> <td>18-8-40</td> <td>普通</td> <td>40</td> <td>8</td> <td><u>21</u></td> <td>(60)</td> <td>—</td> <td>4.5</td> <td>BB</td> <td>重力式擁壁</td> </tr> <tr> <td>無筋構造物 [V]</td> <td>(特) 30-15-40</td> <td>普通</td> <td>40</td> <td>15</td> <td>30</td> <td>(50)</td> <td>(370以上)</td> <td>4.5</td> <td>N</td> <td>水中コンクリート</td> </tr> <tr> <td>小型構造物 [I]</td> <td>18-8-25</td> <td>普通</td> <td>25</td> <td>8</td> <td>18</td> <td>(60)</td> <td>—</td> <td>4.5</td> <td>BB</td> <td>最大高さ1m程度の擁壁、側溝、ブロック基礎、管コンクリート等の断面厚が小さく 4m以下 連続しての構造物。最小寸法 6cm未満</td> </tr> <tr> <td>小型構造物 [II]</td> <td>18-8-40</td> <td>普通</td> <td>40</td> <td>8</td> <td>18</td> <td>(60)</td> <td>—</td> <td>4.5</td> <td>BB</td> <td>最大高さ1m程度の擁壁、側溝、ブロック基礎、管コンクリート等のコンクリート断面厚が小さく 4m以下 連続しての構造物。最小寸法 16cm以上</td> </tr> <tr> <td>小型構造物 [III]</td> <td>18-8-25</td> <td>普通</td> <td>25</td> <td>8</td> <td>18</td> <td>(60)</td> <td>—</td> <td>4.5</td> <td>BB</td> <td>形状複雑な構造物(集水坑、空気弁、排泥弁、遮断器、標識、防護柵の基礎等の小量 (4m以下) のコンクリート量で成る構造物)</td> </tr> <tr> <td>小型構造物 [IV]</td> <td>18-8-25</td> <td>普通</td> <td>25</td> <td>8</td> <td>18</td> <td>(60)</td> <td>—</td> <td>4.5</td> <td>BB</td> <td>積ブロック及び石積みの積込 異型コンクリート</td> </tr> <tr> <td>鉄筋構造物 [I]</td> <td>24-12-25</td> <td>普通</td> <td>25</td> <td>12</td> <td>24</td> <td>(55) ([50])</td> <td>—</td> <td>4.5</td> <td>N</td> <td>PCスラブ橋脚等 非含炭C16板 (非含炭C16)</td> </tr> <tr> <td>鉄筋構造物 [II]</td> <td>30-8-25</td> <td>普通</td> <td>25</td> <td><u>12</u></td> <td>30</td> <td>(55) ([50])</td> <td>—</td> <td>4.5</td> <td>N</td> <td>PC橋脚/橋脚/管コンクリート 含炭C16板 (含炭C16)</td> </tr> </tbody> </table>	種別	規格	コンクリートの種類	粗砂最大粒径 mm	スランプ cm	呼び強度 N/mm <sup>2</sup>	水セメント比 %以下	単位セメント量 kg	空気量 %	セメントの種類	適用範囲	無筋構造物 [I]	18-5-40	普通	40	5	18	(60)	—	4.5	BB	通路ガム、碓ガム	無筋構造物 [II]	18-8-40	普通	40	8	18	(60)	—	4.5	BB	重力式擁壁等のマッピングな無筋構造物、比較的単純な鉄筋を有する構造物で半重力式擁壁	無筋構造物 [III]	18-8-40	普通	40	8	<u>21</u>	(60)	—	4.5	BB	重力式擁壁	無筋構造物 [V]	(特) 30-15-40	普通	40	15	30	(50)	(370以上)	4.5	N	水中コンクリート	小型構造物 [I]	18-8-25	普通	25	8	18	(60)	—	4.5	BB	最大高さ1m程度の擁壁、側溝、ブロック基礎、管コンクリート等の断面厚が小さく 4m以下 連続しての構造物。最小寸法 6cm未満	小型構造物 [II]	18-8-40	普通	40	8	18	(60)	—	4.5	BB	最大高さ1m程度の擁壁、側溝、ブロック基礎、管コンクリート等のコンクリート断面厚が小さく 4m以下 連続しての構造物。最小寸法 16cm以上	小型構造物 [III]	18-8-25	普通	25	8	18	(60)	—	4.5	BB	形状複雑な構造物(集水坑、空気弁、排泥弁、遮断器、標識、防護柵の基礎等の小量 (4m以下) のコンクリート量で成る構造物)	小型構造物 [IV]	18-8-25	普通	25	8	18	(60)	—	4.5	BB	積ブロック及び石積みの積込 異型コンクリート	鉄筋構造物 [I]	24-12-25	普通	25	12	24	(55) ([50])	—	4.5	N	PCスラブ橋脚等 非含炭C16板 (非含炭C16)	鉄筋構造物 [II]	30-8-25	普通	25	<u>12</u>	30	(55) ([50])	—	4.5	N	PC橋脚/橋脚/管コンクリート 含炭C16板 (含炭C16)	<p><b>第 404 条 工場の選定等</b></p> <p><b>1～8 略</b></p> <p>9 一般土木工事に使用するコンクリートの配合は、設計図書に示す場合を除き表 4-1 のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;"><b>表 4-1 配合表</b></p> <table border="1" data-bbox="1097 678 1908 1461"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>規格</th> <th>コンクリートの種類</th> <th>粗砂最大粒径 mm</th> <th>スランプ cm</th> <th>呼び強度 N/mm<sup>2</sup></th> <th>水セメント比 %以下</th> <th>単位セメント量 kg</th> <th>空気量 %</th> <th>セメントの種類</th> <th>適用範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無筋構造物 [I]</td> <td>18-5-40</td> <td>普通</td> <td>40</td> <td>5</td> <td>18</td> <td>(60)</td> <td>—</td> <td>4.5</td> <td>BB</td> <td>通路ガム、碓ガム</td> </tr> <tr> <td>無筋構造物 [II]</td> <td>18-8-40</td> <td>普通</td> <td>40</td> <td>8</td> <td>18</td> <td>(60)</td> <td>—</td> <td>4.5</td> <td>BB</td> <td>重力式擁壁等のマッピングな無筋構造物、比較的単純な鉄筋を有する構造物で半重力式擁壁</td> </tr> <tr> <td>無筋構造物 [III]</td> <td>18-8-40</td> <td>普通</td> <td>40</td> <td>8</td> <td><u>18</u></td> <td>(60)</td> <td>—</td> <td>4.5</td> <td>BB</td> <td>重力式擁壁</td> </tr> <tr> <td>無筋構造物 [V]</td> <td>(特) 30-15-40</td> <td>普通</td> <td>40</td> <td>15</td> <td>30</td> <td>(50)</td> <td>(370以上)</td> <td>4.5</td> <td>N</td> <td>水中コンクリート</td> </tr> <tr> <td>小型構造物 [I]</td> <td>18-8-25</td> <td>普通</td> <td>25</td> <td>8</td> <td>18</td> <td>(60)</td> <td>—</td> <td>4.5</td> <td>BB</td> <td>最大高さ1m程度の擁壁、側溝、ブロック基礎、管コンクリート等の断面厚が小さく 4m以下 連続しての構造物。最小寸法 6cm未満</td> </tr> <tr> <td>小型構造物 [II]</td> <td>18-8-40</td> <td>普通</td> <td>40</td> <td>8</td> <td>18</td> <td>(60)</td> <td>—</td> <td>4.5</td> <td>BB</td> <td>最大高さ1m程度の擁壁、側溝、ブロック基礎、管コンクリート等のコンクリート断面厚が小さく 4m以下 連続しての構造物。最小寸法 16cm以上</td> </tr> <tr> <td>小型構造物 [III]</td> <td>18-8-25</td> <td>普通</td> <td>25</td> <td>8</td> <td>18</td> <td>(60)</td> <td>—</td> <td>4.5</td> <td>BB</td> <td>形状複雑な構造物(集水坑、空気弁、排泥弁、遮断器、標識、防護柵の基礎等の小量 (4m以下) のコンクリート量で成る構造物)</td> </tr> <tr> <td>小型構造物 [IV]</td> <td>18-8-25</td> <td>普通</td> <td>25</td> <td>8</td> <td>18</td> <td>(60)</td> <td>—</td> <td>4.5</td> <td>BB</td> <td>積ブロック及び石積みの積込 異型コンクリート</td> </tr> <tr> <td>鉄筋構造物 [I]</td> <td>24-12-25</td> <td>普通</td> <td>25</td> <td>12</td> <td>24</td> <td>(55) ([50])</td> <td>—</td> <td>4.5</td> <td>N</td> <td>水門、引門、側溝、擁壁、非木橋脚、PCスラブ橋脚等 非含炭C16板 (非含炭C16)</td> </tr> <tr> <td>鉄筋構造物 [II]</td> <td>30-8-25</td> <td>普通</td> <td>25</td> <td><u>8</u></td> <td>30</td> <td>(55) ([50])</td> <td>—</td> <td>4.5</td> <td>N</td> <td>PC橋脚/橋脚/管コンクリート 含炭C16板 (含炭C16)</td> </tr> </tbody> </table>	種別	規格	コンクリートの種類	粗砂最大粒径 mm	スランプ cm	呼び強度 N/mm <sup>2</sup>	水セメント比 %以下	単位セメント量 kg	空気量 %	セメントの種類	適用範囲	無筋構造物 [I]	18-5-40	普通	40	5	18	(60)	—	4.5	BB	通路ガム、碓ガム	無筋構造物 [II]	18-8-40	普通	40	8	18	(60)	—	4.5	BB	重力式擁壁等のマッピングな無筋構造物、比較的単純な鉄筋を有する構造物で半重力式擁壁	無筋構造物 [III]	18-8-40	普通	40	8	<u>18</u>	(60)	—	4.5	BB	重力式擁壁	無筋構造物 [V]	(特) 30-15-40	普通	40	15	30	(50)	(370以上)	4.5	N	水中コンクリート	小型構造物 [I]	18-8-25	普通	25	8	18	(60)	—	4.5	BB	最大高さ1m程度の擁壁、側溝、ブロック基礎、管コンクリート等の断面厚が小さく 4m以下 連続しての構造物。最小寸法 6cm未満	小型構造物 [II]	18-8-40	普通	40	8	18	(60)	—	4.5	BB	最大高さ1m程度の擁壁、側溝、ブロック基礎、管コンクリート等のコンクリート断面厚が小さく 4m以下 連続しての構造物。最小寸法 16cm以上	小型構造物 [III]	18-8-25	普通	25	8	18	(60)	—	4.5	BB	形状複雑な構造物(集水坑、空気弁、排泥弁、遮断器、標識、防護柵の基礎等の小量 (4m以下) のコンクリート量で成る構造物)	小型構造物 [IV]	18-8-25	普通	25	8	18	(60)	—	4.5	BB	積ブロック及び石積みの積込 異型コンクリート	鉄筋構造物 [I]	24-12-25	普通	25	12	24	(55) ([50])	—	4.5	N	水門、引門、側溝、擁壁、非木橋脚、PCスラブ橋脚等 非含炭C16板 (非含炭C16)	鉄筋構造物 [II]	30-8-25	普通	25	<u>8</u>	30	(55) ([50])	—	4.5	N	PC橋脚/橋脚/管コンクリート 含炭C16板 (含炭C16)	
種別	規格	コンクリートの種類	粗砂最大粒径 mm	スランプ cm	呼び強度 N/mm <sup>2</sup>	水セメント比 %以下	単位セメント量 kg	空気量 %	セメントの種類	適用範囲																																																																																																																																																																																																																																										
無筋構造物 [I]	18-5-40	普通	40	5	18	(60)	—	4.5	BB	通路ガム、碓ガム																																																																																																																																																																																																																																										
無筋構造物 [II]	18-8-40	普通	40	8	18	(60)	—	4.5	BB	重力式擁壁等のマッピングな無筋構造物、比較的単純な鉄筋を有する構造物で半重力式擁壁																																																																																																																																																																																																																																										
無筋構造物 [III]	18-8-40	普通	40	8	<u>21</u>	(60)	—	4.5	BB	重力式擁壁																																																																																																																																																																																																																																										
無筋構造物 [V]	(特) 30-15-40	普通	40	15	30	(50)	(370以上)	4.5	N	水中コンクリート																																																																																																																																																																																																																																										
小型構造物 [I]	18-8-25	普通	25	8	18	(60)	—	4.5	BB	最大高さ1m程度の擁壁、側溝、ブロック基礎、管コンクリート等の断面厚が小さく 4m以下 連続しての構造物。最小寸法 6cm未満																																																																																																																																																																																																																																										
小型構造物 [II]	18-8-40	普通	40	8	18	(60)	—	4.5	BB	最大高さ1m程度の擁壁、側溝、ブロック基礎、管コンクリート等のコンクリート断面厚が小さく 4m以下 連続しての構造物。最小寸法 16cm以上																																																																																																																																																																																																																																										
小型構造物 [III]	18-8-25	普通	25	8	18	(60)	—	4.5	BB	形状複雑な構造物(集水坑、空気弁、排泥弁、遮断器、標識、防護柵の基礎等の小量 (4m以下) のコンクリート量で成る構造物)																																																																																																																																																																																																																																										
小型構造物 [IV]	18-8-25	普通	25	8	18	(60)	—	4.5	BB	積ブロック及び石積みの積込 異型コンクリート																																																																																																																																																																																																																																										
鉄筋構造物 [I]	24-12-25	普通	25	12	24	(55) ([50])	—	4.5	N	PCスラブ橋脚等 非含炭C16板 (非含炭C16)																																																																																																																																																																																																																																										
鉄筋構造物 [II]	30-8-25	普通	25	<u>12</u>	30	(55) ([50])	—	4.5	N	PC橋脚/橋脚/管コンクリート 含炭C16板 (含炭C16)																																																																																																																																																																																																																																										
種別	規格	コンクリートの種類	粗砂最大粒径 mm	スランプ cm	呼び強度 N/mm <sup>2</sup>	水セメント比 %以下	単位セメント量 kg	空気量 %	セメントの種類	適用範囲																																																																																																																																																																																																																																										
無筋構造物 [I]	18-5-40	普通	40	5	18	(60)	—	4.5	BB	通路ガム、碓ガム																																																																																																																																																																																																																																										
無筋構造物 [II]	18-8-40	普通	40	8	18	(60)	—	4.5	BB	重力式擁壁等のマッピングな無筋構造物、比較的単純な鉄筋を有する構造物で半重力式擁壁																																																																																																																																																																																																																																										
無筋構造物 [III]	18-8-40	普通	40	8	<u>18</u>	(60)	—	4.5	BB	重力式擁壁																																																																																																																																																																																																																																										
無筋構造物 [V]	(特) 30-15-40	普通	40	15	30	(50)	(370以上)	4.5	N	水中コンクリート																																																																																																																																																																																																																																										
小型構造物 [I]	18-8-25	普通	25	8	18	(60)	—	4.5	BB	最大高さ1m程度の擁壁、側溝、ブロック基礎、管コンクリート等の断面厚が小さく 4m以下 連続しての構造物。最小寸法 6cm未満																																																																																																																																																																																																																																										
小型構造物 [II]	18-8-40	普通	40	8	18	(60)	—	4.5	BB	最大高さ1m程度の擁壁、側溝、ブロック基礎、管コンクリート等のコンクリート断面厚が小さく 4m以下 連続しての構造物。最小寸法 16cm以上																																																																																																																																																																																																																																										
小型構造物 [III]	18-8-25	普通	25	8	18	(60)	—	4.5	BB	形状複雑な構造物(集水坑、空気弁、排泥弁、遮断器、標識、防護柵の基礎等の小量 (4m以下) のコンクリート量で成る構造物)																																																																																																																																																																																																																																										
小型構造物 [IV]	18-8-25	普通	25	8	18	(60)	—	4.5	BB	積ブロック及び石積みの積込 異型コンクリート																																																																																																																																																																																																																																										
鉄筋構造物 [I]	24-12-25	普通	25	12	24	(55) ([50])	—	4.5	N	水門、引門、側溝、擁壁、非木橋脚、PCスラブ橋脚等 非含炭C16板 (非含炭C16)																																																																																																																																																																																																																																										
鉄筋構造物 [II]	30-8-25	普通	25	<u>8</u>	30	(55) ([50])	—	4.5	N	PC橋脚/橋脚/管コンクリート 含炭C16板 (含炭C16)																																																																																																																																																																																																																																										

# 林務関係工事標準仕様書新旧対照表

改正後										現行										備考		
鉄筋構造物 [III]	40*8*25	普通	25	12	40	(55)	—	4.5	H	PC橋脚用	鉄筋構造物 [III]	40*8*25	普通	25	8	40	(55)	—	4.5	H	PC橋脚用	
鉄筋構造物 [IV]	30*18*25	普通	25	18	30	(55)	(350以上)	4.5	BB	橋梁工事の木場帯桁	鉄筋構造物 [IV]	30*18*25	普通	25	18	30	(55)	(350以上)	4.5	BB	橋梁工事の木場帯桁	
鉄筋構造物 [V]	21*12*25	普通	25	12	21	(55)	—	4.5	BB	水門、雨樋、欄干、橋台、欄干、橋脚	鉄筋構造物 [V]	21*12*25	普通	25	12	21	(55)	—	4.5	BB	雨樋、欄干、橋台、欄干、橋脚	
鉄筋構造物 [VI]	24*12*25	普通	25	12	24	(55)	—	4.5	BB	水門、雨樋、欄干、橋台、欄干、橋脚	鉄筋構造物 [VI]	24*12*25	普通	25	12	24	(55)	—	4.5	BB	雨樋、欄干、橋台、欄干、橋脚	
ブロック	18*5*40 18*8*40	普通	40	5 8	18	(60)	—	4.5	B	整形ブロック 仰向 # 橋脚	ブロック	18*5*40 18*8*40	普通	40	5 8	18	(60)	—	4.5	B	整形ブロック 仰向 # 橋脚	
舗装用(車道)	M4.5*2.5*40	舗装	40	2.5	曲丸5	(45)	(280~350)	4.5	N	コンクリート織物	舗装用(車道)	M4.5*2.5*40	舗装	40	2.5	曲丸5	(45)	(280~350)	4.5	N	コンクリート織物	
均しコンクリート[I]	18*8*25	普通	25	8	18	—	—	4.5	BB	舗材厚6cm積 整形ブロックの敷コンクリート	均しコンクリート[I]	18*8*25	普通	25	8	18	—	—	4.5	BB	舗材厚6cm積 整形ブロックの敷コンクリート	
均しコンクリート[II]	18*8*40	普通	40	8	18	—	—	4.5	BB	舗材厚6cm以上	均しコンクリート[II]	18*8*40	普通	40	8	18	—	—	4.5	BB	舗材厚6cm以上	
無筋コンクリート(ポンプ)	18*8*40 18*12*40	普通	40	8 12	18	(60~65)	—	4.5	BB	治山等	無筋コンクリート(ポンプ)	18*8*40 18*12*40	普通	40	8 12	18	(60~65)	—	4.5	BB	治山等	
<b>第405条 運搬</b> 1～4 略 5 請負者は、コンクリートポンプを用いる場合には、「コンクリートのポンプ施工指針[2012年版]第5章圧送」(土木学会、平成24年6月)の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。また、請負者は、コンクリートブレーサ、ベルトコンベア、その他を用いる場合も、材料の分離を防ぐようこれらを配置しなければならない。 6～7 略											<b>第405条 運搬</b> 1～4 略 5 請負者は、コンクリートポンプを用いる場合には、「コンクリートのポンプ施工指針第5章圧送」(土木学会、平成24年6月)の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。また、請負者は、コンクリートブレーサ、ベルトコンベア、その他を用いる場合も、材料の分離を防ぐようこれらを配置しなければならない。 6～7 略											
<b>第413条 鉄筋の加工</b> 1～2 略 3 請負者は、鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書(設計編)[2022年制定]第13章鉄筋コンクリートの前提、標準7編第2章鉄筋コンクリートの前提」(土木学会、令和5年3月)の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 4～5 略											<b>第413条 鉄筋の加工</b> 1～2 略 3 請負者は、鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書(設計編)第13章鉄筋コンクリートの前提、標準7編第2章鉄筋コンクリートの前提」(土木学会、平成30年3月)の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 4～5 略											
<b>第415条 鉄筋の継手</b> 1～7 略 8 機械式鉄筋継手 (1)請負者は、機械式鉄筋継手工法を採用する場合、「現場打ちコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン(平成29年3月)」に基づき実施するものとする。施工する工法について必要な性能に関し、公的機関等(所定の試験、評価が可能な大学や自治体、民間の試験機関を含む)による技術的な確認を受け交付された証明書の写しを監督員の承諾を得なければならない。また、機械式鉄筋継手の施工については、以下の各号の規定によるものとする。 ①使用する工法に応じた施工要領を施工計画書に記載し、施工を行わなければならない。 ②機械式鉄筋継手工法の品質管理は、使用する工法に応じた確認項目や頻度、方法、合否判定基準等											<b>第415条 鉄筋の継手</b> 1～7 略 8 機械式鉄筋継手 (1)請負者は、機械式鉄筋継手工法を採用する場合、「現場打ちコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン(平成29年3月)」に基づき実施するものとする。施工する工法について必要な性能に関し、公的機関等(所定の試験、評価が可能な大学や自治体、民間の試験機関を含む)による技術的な確認を受け交付された証明書の写しを監督員の承諾を得なければならない。また、機械式鉄筋継手の施工については、以下の各号の規定によるものとする。 ①使用する工法に応じた施工要領を施工計画書に記載し、施工を行わなければならない。 ②機械式鉄筋継手工法の品質管理は、使用する工法に応じた確認項目や頻度、方法、合否判定基準等											

## 林務関係工事標準仕様書新旧対照表

改正後	現行	備考
<p>を施工計画書に明示した上で、施工管理や検査時においては、これに従って確認を行わなければならない。また、機械式鉄筋継手工法の信頼度は、土木学会鉄筋定着・継手指針[2020年制定]（令和2年3月土木学会）の信頼度Ⅱ種を基本とするが、設計時にⅠ種を適用している場合は、設計時の信頼度に従って施工管理を行わなければならない。</p> <p>(2) 略</p>	<p>を施工計画書に明示した上で、施工管理や検査時においては、これに従って確認を行わなければならない。また、機械式鉄筋継手工法の信頼度は、土木学会鉄筋定着・継手指針（令和2年3月土木学会）の信頼度Ⅱ種を基本とするが、設計時にⅠ種を適用している場合は、設計時の信頼度に従って施工管理を行わなければならない。</p> <p>(2) 略</p>	
<p><b>第419条 取外し</b></p> <p>1～2 略</p> <p>3 請負者は、型枠の組立に使用した締付け材の穴及び壁つなぎの穴を、本体コンクリートと同等以上の品質を有するモルタル等で補修しなければならない。また、補修を行う場合は、専用コテ等で入念に仕上げる<u>こと。</u></p> <p><u>(1) 型枠セパレータで除去タイプを用いる場合は、セパレータ端部鉄筋かぶり内に残らないようにすること。</u></p> <p><u>(2) 型枠穴の補修材の落下による第三者被害が想定される箇所については落下の懸念が少ない方法によることとし、その方法を施工計画書に記載しなければならない。</u></p>	<p><b>第419条 取外し</b></p> <p>1～2 略</p> <p>3 請負者は、型枠の組立に使用した締付け材の穴及び壁つなぎの穴を、本体コンクリートと同等以上の品質を有するモルタル等で補修しなければならない。また、補修を行う場合は、専用コテ等で入念に仕上げる<u>こと。</u></p> <p><b>【新規】</b></p> <p><b>【新規】</b></p>	
<p><b>第424条 海水の作用を受けるコンクリート</b></p> <p>1 請負者は、海水の作用を<u>受ける</u>コンクリートの施工にあたり、品質が確保できるように、打設し、締固め、養生などを行わなければならない。</p> <p>2～3 略</p>	<p><b>第424条 海水の作用を受けるコンクリート</b></p> <p>1 請負者は、海水の作用を<u>うける</u>コンクリートの施工にあたり、品質が確保できるように、打設し、締固め、養生などを行わなければならない。</p> <p>2～3 略</p>	
<p><b>第635条 橋梁用防護柵工</b></p> <p>1 略</p> <p>2 以下に示すような場所で環境条件が特に厳しい場合には、さらに防錆・防食効果が期待できる処理を施すものとする。</p> <p>①凍結防止材を散布する区間</p> <p>②交通量が非常に多い<u>区間</u></p> <p>③～⑤ 略</p>	<p><b>第635条 橋梁用防護柵工</b></p> <p>1 略</p> <p>2 以下に示すような場所で環境条件が特に厳しい場合には、さらに防錆・防食効果が期待できる処理を施すものとする。</p> <p>①凍結防止材を散布する区間</p> <p>②交通量が非常に多い<u>期間</u></p> <p>③～⑤ 略</p>	
<p><b>第710条 プレテンション桁製作工（購入工）</b></p> <p>1～2 略</p> <p>3 請負者は、型枠を取りはずした桁に<u>速やか</u>に以下の事項を表示しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p><b>第710条 プレテンション桁製作工（購入工）</b></p> <p>1～2 略</p> <p>3 請負者は、型枠を取りはずした桁に<u>すみやか</u>に以下の事項を表示しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p>	
<p><b>第713条 プレキャストセグメント主桁組立工</b></p> <p>1 略</p> <p>2 (本文省略)</p> <p>(1) プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用にあたり材質がエポキシ樹脂系接着剤で強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上のものを使用するものとする。エポキシ樹脂系接着剤を使用する場合は、室内で密封して保管し、原則として製造後6カ月以上経過したものは使用してはならない。また、水分を含むと品質が劣化するので、雨天の時の作業は中止しなければならない。これ以外の場</p>	<p><b>第713条 プレキャストセグメント主桁組立工</b></p> <p>1 略</p> <p>2 (本文省略)</p> <p>(1) プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用にあたり材質がエポキシ樹脂系接着剤で強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上のものを使用するものとする。エポキシ樹脂系接着剤を使用する場合は、室内で密封して保管し、原則として製造後6カ月以上経過したものは使用してはならない。また、水分を含むと品質が劣化するので、雨天の時の作業は中止しなければならない。これ以外の場</p>	

## 林務関係工事標準仕様書新旧対照表

改正後	現行	備考
<p>合は、設計図書によるものとする。</p> <p>未硬化の接着剤の外観、粘度、可使時間、だれ最小厚さ、硬化した接着剤の比重、引張強さ、圧縮強さ、引張せん断接着強さ、接着強さ、硬さ、特殊な条件下で使用する場合は、高温時の引張強さ、水中硬化時の引張強さ、衝撃強さ、圧縮ヤング係数、熱膨張係数、硬化収縮率、吸水率等について、必要に応じて試験を行い性能を確認しなければならない。</p> <p>なお、接着剤の試験方法としては、JSCE-H 101-2010 プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤（橋げた用）品質規格（案）（土木学会コンクリート標準示方書〔基準編〕<b>2023年制定</b>）土木学会基準及び関連基準 H、コンクリート製品）（土木学会、<b>2023年9月</b>）による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>3～4 略</p>	<p>合は、設計図書によるものとする。</p> <p>未硬化の接着剤の外観、粘度、可使時間、だれ最小厚さ、硬化した接着剤の比重、引張強さ、圧縮強さ、引張せん断接着強さ、接着強さ、硬さ、特殊な条件下で使用する場合は、高温時の引張強さ、水中硬化時の引張強さ、衝撃強さ、圧縮ヤング係数、熱膨張係数、硬化収縮率、吸水率等について、必要に応じて試験を行い性能を確認しなければならない。</p> <p>なお、接着剤の試験方法としては、JSCE-H 101-2010 プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤（橋げた用）品質規格（案）（土木学会コンクリート標準示方書〔基準編〕土木学会基準及び関連基準 H、コンクリート製品）（土木学会、<b>平成30年10月</b>）による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>3～4 略</p>	
<p><b>第803条 掘削工（切土工）</b></p> <p>1～5 略</p> <p>6 請負者は、掘削工により発生する残土を受入れ地へ運搬する場合には、沿道住民<b>及び道路利用者</b>に迷惑がかからないようにつとめなければならない。</p>	<p><b>第803条 掘削工（切土工）</b></p> <p>1～5 略</p> <p>6 請負者は、掘削工により発生する残土を受入れ地へ運搬する場合には、沿道住民に迷惑がかからないようにつとめなければならない。</p>	
<p><b>第804条 盛土工</b></p> <p>1～19 略</p> <p>20 請負者は、採取土盛土工にあたって、採取土を運搬する場合には沿道住民<b>及び道路利用者</b>に迷惑がかからないように<b>努め</b>なければならない。流用土盛土及び発生土盛土の施工にあたって、一般道を運搬に利用する場合も同様とするものとする。</p> <p>21 略</p>	<p><b>第804条 盛土工</b></p> <p>1～19 略</p> <p>20 請負者は、採取土盛土工にあたって、採取土を運搬する場合には沿道住民に迷惑がかからないように<b>つとめ</b>なければならない。流用土盛土及び発生土盛土の施工にあたって、一般道を運搬に利用する場合も同様とするものとする。</p> <p>21 略</p>	
<p><b>第810条 切土工</b></p> <p>1～5 略</p> <p>6 請負者は、掘削工により発生する残土を受入れ地に運搬する場合には、沿道住民<b>及び道路利用者</b>に迷惑をかけないようにしなければならない。</p>	<p><b>第810条 切土工</b></p> <p>1～5 略</p> <p>6 請負者は、掘削工により発生する残土を受入れ地に運搬する場合には、沿道住民に迷惑をかけないようにしなければならない。</p>	
<p><b>第911条 加熱アスファルト安定処理路盤工の施工</b></p> <p>1～16 略</p> <p>17 請負者は、設計図書に示す場合を除き、加熱アスファルト安定処理混合物を敷均したときの混合物の温度は110℃以上、また、1層の仕上がり厚さは10cm以下としなければならない。</p> <p>ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合や、<b>中温化技術により施工性を改善した混合物を使用する場合、締固め効果の高いローラを使用する場合など</b>は、設計図書に関して監督員と協議の上、<b>所定の締固めが得られる範囲で、混合物の適切な温度</b>を決定するものとする。</p> <p>18～25 略</p>	<p><b>第911条 加熱アスファルト安定処理路盤工の施工</b></p> <p>1～16 略</p> <p>17 請負者は、設計図書に示す場合を除き、加熱アスファルト安定処理混合物を敷均したときの混合物の温度は110℃以上、また、1層の仕上がり厚さは10cm以下としなければならない。</p> <p>ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合は、設計図書に関して監督員と協議の上、混合物の温度を決定するものとする。</p> <p>18～25 略</p>	

# 林務関係工事標準仕様書新旧対照表

改正後					現行					備考																																																																				
<b>第1708条 杭打工</b> 1～2 略 3 請負者は、設計図書によるほか、地形図、土質柱状図等を参考として、杭建込のための削孔を行い、地山のかく乱、地すべり誘発を極力 <u>避ける</u> ような方法で施工しなければならない。 4～5 略 6 請負者は、削孔に人工泥水を用いる場合は、沈殿槽や排水路等からの溢流、地盤への浸透を <u>避け</u> なければならない。					<b>第1708条 杭打工</b> 1～2 略 3 請負者は、設計図書によるほか、地形図、土質柱状図等を参考として、杭建込のための削孔を行い、地山のかく乱、地すべり誘発を極力 <u>さける</u> ような方法で施工しなければならない。 4～5 略 6 請負者は、削孔に人工泥水を用いる場合は、沈殿槽や排水路等からの溢流、地盤への浸透を <u>さけ</u> なければならない。																																																																									
管理-1～管理-8 (省略)					管理-1～管理-8 (省略)																																																																									
<b>管理-9</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>工種</th> <th>測定項目</th> <th>規格値 (mm)</th> <th>測定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">6-5</td> <td rowspan="4">既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)</td> <td>基準高</td> <td>▽ ±50</td> <td rowspan="4">・全数について杭中心で測定。</td> </tr> <tr> <td>根入長</td> <td>設計値以上</td> </tr> <tr> <td>偏心量 d</td> <td>D/4以内 かつ 100 以内</td> </tr> <tr> <td>傾斜</td> <td>1 / 1 0 0 以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">6-6</td> <td rowspan="5">場所打杭工</td> <td>基準高</td> <td>▽ ±50</td> <td rowspan="5">・全数について杭中心で測定。</td> </tr> <tr> <td>杭長</td> <td>設計値以上</td> </tr> <tr> <td>偏心量 d</td> <td>D/4以内 かつ 100 以内</td> </tr> <tr> <td>杭径 D</td> <td>設計径 (公称径) 以上</td> </tr> <tr> <td>傾斜</td> <td>1 / 1 0 0 以上</td> </tr> <tr> <td>6-7</td> <td>深礎工</td> <td>基準高</td> <td>▽ ±50</td> <td>・全数について杭中心で測定</td> </tr> </tbody> </table>					番号	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	6-5	既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	基準高	▽ ±50	・全数について杭中心で測定。	根入長	設計値以上	偏心量 d	D/4以内 かつ 100 以内	傾斜	1 / 1 0 0 以上	6-6	場所打杭工	基準高	▽ ±50	・全数について杭中心で測定。	杭長	設計値以上	偏心量 d	D/4以内 かつ 100 以内	杭径 D	設計径 (公称径) 以上	傾斜	1 / 1 0 0 以上	6-7	深礎工	基準高	▽ ±50	・全数について杭中心で測定	<b>管理-9</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>工種</th> <th>測定項目</th> <th>規格値 (mm)</th> <th>測定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">6-5</td> <td rowspan="4">既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)</td> <td>基準高</td> <td>▽ ±50</td> <td rowspan="4">・全数について杭中心で測定。</td> </tr> <tr> <td>根入長</td> <td>設計値以上</td> </tr> <tr> <td>偏心量 d</td> <td>D/4以内 かつ 100 以内</td> </tr> <tr> <td>傾斜</td> <td>1 / 1 0 0 以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">6-6</td> <td rowspan="5">場所打杭工</td> <td>基準高</td> <td>▽ ±50</td> <td rowspan="5">・全数について杭中心で測定。</td> </tr> <tr> <td>杭長</td> <td>設計値以上</td> </tr> <tr> <td>偏心量 d</td> <td>D/4以内 かつ 100 以内</td> </tr> <tr> <td>杭径 D</td> <td>設計径 (公称径) 以上</td> </tr> <tr> <td>傾斜</td> <td>1 / 1 0 0 以上</td> </tr> <tr> <td>6-7</td> <td>深礎工</td> <td>基準高</td> <td>▽ ±50</td> <td>・全数について杭中心で測定</td> </tr> </tbody> </table>					番号	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	6-5	既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	基準高	▽ ±50	・全数について杭中心で測定。	根入長	設計値以上	偏心量 d	D/4以内 かつ 100 以内	傾斜	1 / 1 0 0 以上	6-6	場所打杭工	基準高	▽ ±50	・全数について杭中心で測定。	杭長	設計値以上	偏心量 d	D/4以内 かつ 100 以内	杭径 D	設計径 (公称径) 以上	傾斜	1 / 1 0 0 以上	6-7	深礎工	基準高	▽ ±50	・全数について杭中心で測定	
番号	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準																																																																										
6-5	既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	基準高	▽ ±50	・全数について杭中心で測定。																																																																										
		根入長	設計値以上																																																																											
		偏心量 d	D/4以内 かつ 100 以内																																																																											
		傾斜	1 / 1 0 0 以上																																																																											
6-6	場所打杭工	基準高	▽ ±50	・全数について杭中心で測定。																																																																										
		杭長	設計値以上																																																																											
		偏心量 d	D/4以内 かつ 100 以内																																																																											
		杭径 D	設計径 (公称径) 以上																																																																											
		傾斜	1 / 1 0 0 以上																																																																											
6-7	深礎工	基準高	▽ ±50	・全数について杭中心で測定																																																																										
番号	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準																																																																										
6-5	既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	基準高	▽ ±50	・全数について杭中心で測定。																																																																										
		根入長	設計値以上																																																																											
		偏心量 d	D/4以内 かつ 100 以内																																																																											
		傾斜	1 / 1 0 0 以上																																																																											
6-6	場所打杭工	基準高	▽ ±50	・全数について杭中心で測定。																																																																										
		杭長	設計値以上																																																																											
		偏心量 d	D/4以内 かつ 100 以内																																																																											
		杭径 D	設計径 (公称径) 以上																																																																											
		傾斜	1 / 1 0 0 以上																																																																											
6-7	深礎工	基準高	▽ ±50	・全数について杭中心で測定																																																																										

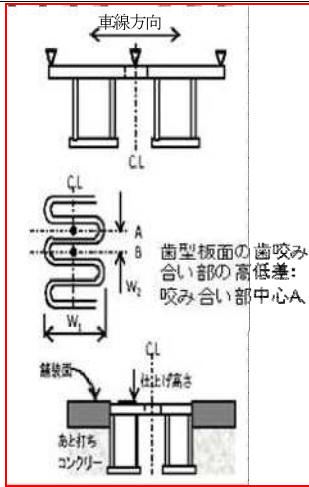
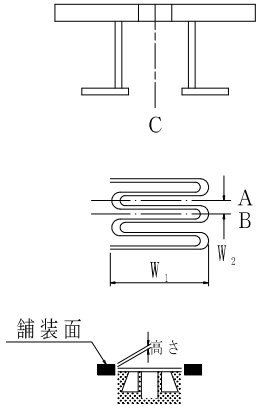
# 林務関係工事標準仕様書新旧対照表

改正後					現行					備考
		杭長	設計値以上	<p>※ライナープレートの場合はその内径、補強リングを必要とする場合は補強リングの内径とし、モルタルライニングの場合はモルタル等の土留め構造の内径にて測定。</p>			杭長	設計値以上	<p>※新規</p>	
		偏心量 d	150 以内				偏心量 d	150 以内		
		傾斜	1 / 1 0 0 以上				傾斜	1 / 1 0 0 以上		
		基礎径D	設計径（公称径）以上※				【新規】	【新規】		
6-8	オープンケーソン基礎工	基準高 ▽	±100	<p>・壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロット毎に測定</p>	6-8	オープンケーソン基礎工	基準高 ▽	±100	<p>・壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロット毎に測定</p>	
		ケーソンの長さ ℓ	-50				ケーソンの長さ ℓ	-50		
		ケーソンの幅 W	-50				ケーソンの幅 W	-50		
		ケーソンの高さ h	-100				ケーソンの高さ h	-100		
		ケーソンの壁厚 t	-20				ケーソンの壁厚 t	-20		
		偏心量 d	300 以内				偏心量 d	300 以内		
管理-10～管理-31（省略）					管理-10～管理-31（省略）					

# 林務関係工事標準仕様書新旧対照表

改正後			現行			備考		
管理-32	測定箇所	管理方法	概要	管理-32	測定箇所		管理方法	概要
		測定結果一覧表又は図面に記入する  配置図及び数量表に記入する				測定結果一覧表又は図面に記入する  配置図及び数量表に記入する		
		測定結果一覧表又は図面に記入する				測定結果一覧表又は図面に記入する		
		測定結果一覧表又は図面に記入する  切株に表示したナンバーを伐採管理表に記入するとともに、位置を伐採管理図に記入する。  測定結果一覧表又は図面に記入する				測定結果一覧表又は図面に記入する  切株に表示したナンバーを伐採管理野帳に記入するとともに、位置を伐採管理図に記入する。  測定結果一覧表又は図面に記入する		
管理-33～管理-53 (省略)				管理-33～管理-53 (省略)				

# 林務関係工事標準仕様書新旧対照表

改正後					現行					備考	
管理-54					管理-54						
測定箇所		管理方法			測定箇所		管理方法		摘要		
											
管理-55～管理-60 (省略)					管理-55～管理-60 (省略)						
管理-61					管理-61						
番号	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	番号	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準		
48～51	略	略	略	略	48～51	略	略	略	略		
52	鉄筋の組立て	かぶり	i	設計かぶり ± φ か つ最小かぶり以上	52	鉄筋の組立て	かぶり	i	± φ か つ最小かぶり以上		
管理-62					管理-62						
測定箇所		管理方法			測定箇所		管理方法		摘要		
略		略			略		略				
略					略						
略					略						
略					略						
略					略						



# 林務関係工事標準仕様書新旧対照表

改正後					現行					備考	
<b>管理-65</b>					<b>管理-65</b>						
工種	種別	識別	試験項目	試験方法	規格値	工種	種別	識別	試験項目	試験方法	規格値
セメント・コンクリート (吹付工コンクリートを除く)	材料	必須 その他 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	アルカリ骨材反応対策	略	略	セメント・コンクリート (吹付工コンクリートを除く)	材料	必須 その他 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	アルカリ骨材反応対策	略	略
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~ <u>5</u> JIS A 5021	略				骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~ <u>4</u> JIS A 5021	略
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~ <u>5</u> JIS A 5021	略				骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~ <u>4</u> JIS A 5021	略
			粗骨材のすりへり試験	略	略				粗骨材のすりへり試験	略	略
			骨材の微粒分量試験	略	略				骨材の微粒分量試験	略	略

# 林務関係工事標準仕様書新旧対照表

改正後			現行			備考
管理-66			管理-66			
試験時期・頻度	摘要	試験標準による確認	試験時期・頻度	摘要	試験標準による確認	
略	略	略	略	略	略	
略	略	略	略	略	略	
略	JIS A 5005 (コンクリート用 砕石及び軽砂) JIS A 5011-1 (コンクリート 用スラグ骨材-第 1 部: 高炉ス ラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート 用スラグ骨材-第 2 部: フェロ ニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート 用スラグ骨材-第 3 部: 鋼スラ グ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート 用スラグ骨材-第 4 部: 電気炉 酸化スラグ骨材) <u>JIS A 5011-5 (コンクリート 用スラグ骨材-第 5 部: 石灰ガ ス化スラグ骨材)</u> JIS A 5021 (コンクリート用 再生骨材H)	略	略	JIS A 5005 (コンクリート用 砕石及び軽砂) JIS A 5011-1 (コンクリート 用スラグ骨材-第 1 部: 高炉ス ラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート 用スラグ骨材-第 2 部: フェロ ニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート 用スラグ骨材-第 3 部: 鋼スラ グ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート 用スラグ骨材-第 4 部: 電気炉 酸化スラグ骨材) 【新規】 JIS A 5021 (コンクリート用 再生骨材H)	略	
略	略	略	略	略	略	
略	略	略	略	略	略	

# 林務関係工事標準仕様書新旧対照表

改正後					現行					備考		
<b>管理-67</b>					<b>管理-67</b>							
工種	種別	識別	試験項目	試験方法	規格値	工種	種別	識別	試験項目	試験方法	規格値	
セメント・コンクリート (吹付コンクリートを除く)	材料	その他(ㄱ)	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合も圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	セメント・コンクリート (吹付コンクリートを除く)	材料	その他(ㄱ)	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合も圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	
			セメント物理試験	JIS R 5201	各セメント毎のJISによる。				セメント物理試験	JIS R 5201	各セメント毎のJISによる。	
			セメントの化学分析	JIS R 5202	各セメント毎のJISによる。				【新規】	【新規】	【新規】	
			セメントの水和熱測定	JIS R 5203	JIS R 5210 (ポルトランドセメント)				【新規】	【新規】	【新規】	
			セメントの蛍光 X 線分析方法	JIS R 5204	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5214 (エコセメント)				【新規】	【新規】	【新規】	
	施工	必須	スランブ試験	略		施工	必須	スランブ試験	略	略	略	
			コンクリートの圧縮強度試験	略	略			コンクリートの圧縮強度試験	略	略	略	
			空気量測定	略	略			空気量測定	略	略	略	
			塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則 0.3kg/m <sup>3</sup> 以下			塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則 0.3kg/m <sup>3</sup> 以下		
<b>管理-68</b>					<b>管理-68</b>							
試験時期・頻度			概要	試験標準による確認	試験時期・頻度			概要	試験標準による確認			
略			略	略	略			略	略			
<u>工事開始前、工事中1回/月以上。</u>				○	【新規】				【新規】			
<u>工事開始前、工事中1回/月以上。</u>				○	【新規】				【新規】			
<u>工事開始前、工事中1回/月以上。</u>				○	【新規】				【新規】			
<u>工事開始前、工事中1回/月以上。</u>				○	【新規】				【新規】			
略					略							
略					略							
略					略							
略					略							

# 林務関係工事標準仕様書新旧対照表

改正後						現行						備考
管理-69						管理-69						
工種	種別	識別	試験項目	試験方法	規格値	工種	種別	識別	試験項目	試験方法	規格値	
セメント・コンクリート (吹付コンクリートを除く)	施工	その他	略	略	略	セメント・コンクリート (吹付コンクリートを除く)	施工	その他	略	略	略	
		略	略	略	略							
			テストハンマーによる強度推定調査	JSCE-G 504-2013	設計基準強度					【新規】	【新規】	【新規】
		施工後試験	必須					【新規】				

# 林務関係工事標準仕様書新旧対照表

改正後			現行			備考
管理-70			管理-70			
試験時期・頻度	摘要	試験標準による確認	試験時期・頻度	摘要	試験標準による確認	
略	略		略	略		
略	略		略	略		
鉄筋コンクリート擁壁及びカルバート類については目地間、その他の構造物については強度が同じブロックを1構造物の単位とし、各単位につき3ヶ所の調査を実施する。 また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合、その箇所の周辺において、再調査を5ヶ所実施。 材齢28日～91日の間に試験を行う。	高さが5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内宮断面積が25㎡以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工及び高さが3m以上の堰・水門・樋門を対象。(ただしいずれの工種についてもプレキャスト製品およびプレストレストコンクリートは対象としない。)とし、それ以外の構造物は品質に異常が認められた場合に行うものとする。 また、再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。 工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督員と協議するものとする。		【新規】	【新規】		
管理-71～84 (省略)			管理-71～84 (省略)			

# 林務関係工事標準仕様書新旧対照表

改正後						現行						備考
管理-85						管理-85						
工種	種別	識別	試験項目	試験方法	規格値	工種	種別	識別	試験項目	試験方法	規格値	
セメント安定処理路盤	施工	必須	粒度 (2. 3 6mmフルイ)	略	略	セメント安定処理路盤	施工	必須	粒度 (2. 3 6mmフルイ)	略	略	
			粒度 (7.5µmフルイ)	略	略				現場密度の測定	略	略	
			現場密度の測定	略	略							
		その他	含水比試験	略	略			その他	含水比試験	略	略	
			セメント量試験	略	略				セメント量試験	略	略	
アスファルト舗装	材料	必須	骨材のふるい分け試験	略	略	アスファルト舗装	材料	必須	骨材のふるい分け試験	略	略	
			骨材の密度及び吸水率試験	略	略				骨材の密度及び吸水率試験	略	略	
			骨材中の粘土塊量の試験	略	略				骨材中の粘土塊量の試験	略	略	
			粗骨材の形状試験	略	略				粗骨材の形状試験	略	略	
			フィラー(舗装用石灰石粉)の粒度試験	略	略				フィラーの粒度試験	略	略	
			フィラー(舗装用石灰石粉)の水分試験	略	略				フィラーの水分試験	略	略	
管理 86～92 (省略)						管理 86～92 (省略)						

# 林務関係工事標準仕様書新旧対照表

改正後						現行						備考	
管理-93						管理-93							
工種	種別	種別	試験項目	試験方法	規格値	工種	種別	種別	試験項目	試験方法	規格値		
アスファルト舗装	プラント	その他	水浸ホイールトラッキング試験	略	略	アスファルト舗装	プラント	その他	水浸ホイールトラッキング試験	略	略		
			ホイールトラッキング試験	略	略				ホイールトラッキング試験	略	略		
			ラベリング試験	略	略				ラベリング試験	略	略		
	舗設現場	必須	現場密度の測定	略	略	舗設現場	必須	現場密度の測定	略	略	110℃ 【新規】		
			温度測定（初転圧前）	JIS Z 8710	110℃以上 <small>※ただし、混合物の種類によって数値が異なる場合や、中温化材等により施工性を改善した混合物を使用する場合、締固め効果の高いローラを使用する場合などは、所定の締固め度が得られる範囲で、適切な温度を設定</small>			温度測定（初転圧前）	JIS Z 8710				
		その他	外観検査(混合物)	略	略		その他	その他	外観検査(混合物)	略	略		略
			すべり抵抗試験	略	略				すべり抵抗試験	略	略		略
アンカー工	施工	必須	モルタルの圧縮強度試験	略	略	アンカー工	施工	必須	モルタルの圧縮強度試験	略	略		
			モルタルのフロー値試験	略	略				モルタルのフロー値試験	略	略		
			適性試験（多サイクル確認試験）	略	略				適性試験（多サイクル確認試験）	略	略		
			確認試験（1サイクル確認試験）	略	略				確認試験（1サイクル確認試験）	略	略		
			その他の確認試験	略	略				その他の確認試験	略	略		
管理-94～管理-96（省略）						管理-94～管理-96（省略）							

# 林務関係工事標準仕様書新旧対照表

改正後						現行						備考	
管理-97						管理-97							
工種	種別	識別	試験項目	試験方法	規格値	工種	種別	識別	試験項目	試験方法	規格値		
吹付工	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	略	略	吹付工	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	略	略		
		その他 (JISマーク表示されたレディミックスコンクリートを使用する場目は除く)	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~ <u>5</u> JIS A 5021	略			略	その他 (JISマーク表示されたレディミックスコンクリートを使用する場目は除く)	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~ <u>4</u> JIS A 5021		略
		骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~ <u>5</u> JIS A 5021	略	略			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~ <u>4</u> JIS A 5021	略			
		骨材の微粒分量試験	略	略	骨材の微粒分量試験			略	略				
		砂の有機不純物試験	略	略	砂の有機不純物試験			略	略				
		モルタルの圧縮強度による砂の試験	略	略	モルタルの圧縮強度による砂の試験			略	略				
		骨材中の粘土塊量の試験	略	略	骨材中の粘土塊量の試験			略	略				
		硝酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	略	略	硝酸ナトリウムによる骨材の安定性試験			略	略				
		セメントの物理試験	略	略	セメントの物理試験			略	略				
		ポルトランドセメントの化学分析	略	略	ポルトランドセメントの化学分析			略	略				



# 林務関係工事標準仕様書新旧対照表

改正後			現行			備考
管理-98			管理-98			
試験時期・頻度	摘要	試験標準による確認	試験時期・頻度	摘要	試験標準による確認	
略		略	略		略	
略		略	略		略	
略	JIS A 5005 (コンクリート用砕石及びひん砕砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部: 高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部: フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部: 銅スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部: 電気炉酸化スラグ骨材) <u>JIS A 5011-5 (コンクリート用スラグ骨材-第5部: 石炭ガス化スラグ骨材)</u> JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材FD)	略	略	JIS A 5005 (コンクリート用砕石及びひん砕砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部: 高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部: フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部: 銅スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部: 電気炉酸化スラグ骨材) <b>【新規】</b> JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材FD)	略	
略		略	略		略	
略	略	略	略	略	略	
略		略	略		略	
略		略	略		略	
略	略	略	略	略	略	
略		略	略		略	
略		略	略		略	

# 林務関係工事標準仕様書新旧対照表

改正後						現行						備考		
管理-99						管理-99								
工種	種別	識別	試験項目	試験方法	規格値	工種	種別	識別	試験項目	試験方法	規格値			
吹付工	材料	その他(リ)	練混ぜ水の水質試験	略	略	吹付工	材料	その他(リ)	練混ぜ水の水質試験	略	略			
				略	略					略	略			
	施工	その他※	必須	コンクリートの圧縮強度試験	略	略	施工	その他※	必須	コンクリートの圧縮強度試験	略		略	
				スランプ試験(モルタルを除く)	略	略				スランプ試験(モルタルを除く)	略		略	
				塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書					塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」			
				空気量測定	略	略				空気量測定	略		略	
				コアによる強度試験	略	略				コアによる強度試験	略		略	
	製造※	必須		細骨材の表面水率試験	略	略	製造※	必須		細骨材の表面水率試験	略		略	
				粗骨材の表面水率試験	略	略				粗骨材の表面水率試験	略		略	
	(簡易法枠工を含む) 現場吹付法枠工	材料	その他※	必須	アルカリ骨材反応対策	略	(簡易法枠工を含む) 現場吹付法枠工	材料	その他※	必須	アルカリ骨材反応対策		略	
				骨材のふるい分け試験	略					骨材のふるい分け試験	略			
				骨材の密度及び吸水率試験	略					骨材の密度及び吸水率試験	略			
				セメントの物理試験	略					セメントの物理試験	略			
				ポルトランドセメントの化学分析	略					ポルトランドセメントの化学分析	略			

※ J I S マーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く

※ J I S マーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く

管理-100 (省略)

管理-100 (省略)

# 林務関係工事標準仕様書新旧対照表

改正後					現行					備考	
管理-101					管理-101						
工種	種別	識別	試験項目	試験方法	規格値	工種	種別	識別	試験項目	試験方法	規格値
現場吹付法枠工(簡易法枠工含む)	材料	その他	骨材の微粒分量試験	略		現場吹付法枠工(簡易法枠工含む)	材料	その他	骨材の微粒分量試験	略	
			砂の有機不純物試験	略					砂の有機不純物試験	略	
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	略					モルタルの圧縮強度による砂の試験	略	
			骨材中の粘土塊量の試験	略					骨材中の粘土塊量の試験	略	
			硝酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	略					硝酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	略	
			練混ぜ水の水質試験	略					練混ぜ水の水質試験	略	
			コンクリートの圧縮強度試験	略	略				コンクリートの圧縮強度試験	略	略
	施工	その他	スランプ試験(モルタル除く)	略	略	現場吹付法枠工(簡易法枠工含む)	施工	その他	スランプ試験(モルタル除く)	略	略
			塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	略				塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上(案)」による	略
			空気量測定	略	略				空気量測定	略	略
			細骨材の表面水率試験	略	略				細骨材の表面水率試験	略	略
			粗骨材の表面水率試験	略	略				粗骨材の表面水率試験	略	略
	製造※	必須	細骨材の表面水率試験	略	略	製造※	必須	細骨材の表面水率試験	略	略	
			粗骨材の表面水率試験	略	略			粗骨材の表面水率試験	略	略	

※ J I Sマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く

管理-102～管理 106 (省略)

管理-100～管理 106 (省略)

# 林務関係工事標準仕様書新旧対照表

改正後						現行						備考
管理-107						管理-107						
工種	種別	難易	試験項目	試験方法	規格値	工種	種別	難易	試験項目	試験方法	規格値	
道路土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	略	(砂質土) 略  (粘性土) ・路体：自然含水比またはトラフィックビリティが確保できる含水比において、空気間隙率 $V_a$ が $2\% \leq V_a \leq 8\%$ 。ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 その他、設計図書による。	道路土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	略	(砂質土) 略  (粘性土) ・路体：自然含水比またはトラフィックビリティが確保できる含水比において、空気間隙率 $V_a$ が $2\% \leq V_a \leq 8\%$ 。ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 その他、設計図書による。	
				略	(砂質土) 略  (粘性土) ・路体：自然含水比またはトラフィックビリティが確保できる含水比において、1 管理単位の現場空気間隙率が 8%以下。ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 または、設計図書による。					略	(砂質土) 略  (粘性土) ・路体：自然含水比またはトラフィックビリティが確保できる含水比において、1 管理単位の現場空気間隙率が 8%以下。ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 または、設計図書による。	
				略	略					略	略	
			ブルーフローリング	略	略	略	ブルーフローリング	略	略			
管理-108～管理 116 (省略)						管理-108～管理 116 (省略)						

# 林務関係工事標準仕様書新旧対照表

改正後	現行	備考																																														
<p>参考資料-1～参考資料-5 (省略) -</p>	<p>参考資料-1～参考資料-5 (省略) -</p>																																															
<p><b>【削除】</b></p>	<p>参考資料-6</p> <p style="text-align: center;"><b>電子納品の積算番号について</b></p> <p>電子納品の積算番号については、以下を参照して記入すること。</p> <p>(1) 番号の文字数 (半角 12 文字、下の○は文字数を表す)</p> <table border="1" data-bbox="1205 454 1668 630"> <tr> <td>○</td> <td>○○</td> <td>○</td> <td>○○</td> <td>○</td> <td>○○○○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>元号</td> <td>年度</td> <td>業務 I D</td> <td>事務所番号</td> <td>設計 I D</td> <td>工事連番</td> <td>設計版</td> </tr> </table> <p>(2) 元号 H：平成 R：令和</p> <p>(3) 年度 設計書作成年度 (和暦表示) 例 平成 18 年度の場合・・・18</p> <p>(4) 業務 I D (令和 2 年 4 月現在) E：林務関係工事</p> <p>(5) 事務所番号 (令和 2 年 4 月現在) (本庁契約の場合は当該事業の本庁の各所管課の番号を選択)</p> <table border="1" data-bbox="1205 917 1630 1452"> <tr><td>18</td><td>林務課 (県庁)</td></tr> <tr><td>19</td><td>森林保全課 (県庁)</td></tr> <tr><td>21</td><td>農林総務課 (県庁)</td></tr> <tr><td>51</td><td>尾張農林水産事務所 林務課</td></tr> <tr><td>52</td><td>海部農林水産事務所 農政課 (林務関係)</td></tr> <tr><td>53</td><td>知多農林水産事務所 林務課</td></tr> <tr><td>54</td><td>西三河農林水産事務所 林務課</td></tr> <tr><td>55</td><td>豊田加茂農林水産事務所 林務課</td></tr> <tr><td>56</td><td>豊田加茂農林水産事務所 森林整備課</td></tr> <tr><td>57</td><td>新城設楽農林水産事務所 林業振興課</td></tr> <tr><td>58</td><td>新城設楽農林水産事務所 森林整備課</td></tr> <tr><td>59</td><td>新城設楽農林水産事務所 新城林務課</td></tr> <tr><td>60</td><td>東三河農林水産事務所 林務課</td></tr> <tr><td>62</td><td>県有林事務所 管理業務課</td></tr> <tr><td>63</td><td>県有林事務所 足助業務課</td></tr> <tr><td>64</td><td>県有林事務所 鳳来業務課</td></tr> </table>	○	○○	○	○○	○	○○○○	○	元号	年度	業務 I D	事務所番号	設計 I D	工事連番	設計版	18	林務課 (県庁)	19	森林保全課 (県庁)	21	農林総務課 (県庁)	51	尾張農林水産事務所 林務課	52	海部農林水産事務所 農政課 (林務関係)	53	知多農林水産事務所 林務課	54	西三河農林水産事務所 林務課	55	豊田加茂農林水産事務所 林務課	56	豊田加茂農林水産事務所 森林整備課	57	新城設楽農林水産事務所 林業振興課	58	新城設楽農林水産事務所 森林整備課	59	新城設楽農林水産事務所 新城林務課	60	東三河農林水産事務所 林務課	62	県有林事務所 管理業務課	63	県有林事務所 足助業務課	64	県有林事務所 鳳来業務課	
○	○○	○	○○	○	○○○○	○																																										
元号	年度	業務 I D	事務所番号	設計 I D	工事連番	設計版																																										
18	林務課 (県庁)																																															
19	森林保全課 (県庁)																																															
21	農林総務課 (県庁)																																															
51	尾張農林水産事務所 林務課																																															
52	海部農林水産事務所 農政課 (林務関係)																																															
53	知多農林水産事務所 林務課																																															
54	西三河農林水産事務所 林務課																																															
55	豊田加茂農林水産事務所 林務課																																															
56	豊田加茂農林水産事務所 森林整備課																																															
57	新城設楽農林水産事務所 林業振興課																																															
58	新城設楽農林水産事務所 森林整備課																																															
59	新城設楽農林水産事務所 新城林務課																																															
60	東三河農林水産事務所 林務課																																															
62	県有林事務所 管理業務課																																															
63	県有林事務所 足助業務課																																															
64	県有林事務所 鳳来業務課																																															

# 林務関係工事標準仕様書新旧対照表

改正後	現行	備考
<p>【削除】</p>	<p><del>参考資料-7</del></p> <p>(6) 設計 I D "J"を記入</p> <p>(7) 工事連番 当該工事に用いられる文書番号（指名通知で使用）を記入。 枝番の場合は枝の下の番号を記入。 いずれの場合も、不明の場合は、事前協議で確認すること。 例 「18 農検第 1 2 3 号の場合 "0123"を記入 「18 尾農総第 1 2 - 3 4 号の場合 "0034"を記入</p> <p>(8) 設計版 "0"を記入</p> <p>例 年度：18 年度 工事名：予防治山事業第 34 号工事 指名通知の文書番号：18 尾農総第 1 2 - 5 号 事務所名：尾張農林水産事務所 林務課 の場合</p> <p>"H18E51J00050"</p>	
<p><del>参考資料-6～参考資料-11</del> (省略)</p>	<p><del>参考資料-8～13</del> (省略)</p>	

# 林務関係工事標準仕様書新旧対照表

改正後				現行				備考
<b>参考資料-12</b> <p style="text-align: center;">様 式 集</p> <p style="text-align: center;">様式一覧表</p> (施工関係)				<b>参考資料-14</b> <p style="text-align: center;">様 式 集</p> <p style="text-align: center;">様式一覧表</p> (施工関係)				
様式番号	様式名	様式番号	様式名	様式番号	様式名	様式番号	様式名	
1-1	標示板	8-3	杭出来形管理表	1-1	標示板	8-1	測定結果一覧表 (甲)	
1-2	建設業の許可票	8-4	矢板出来形管理表	1-2	建設業の許可票	8-2	測定結果一覧表 (乙)	
1-3	堤名板 (治山)	8-5	ブロック製作出来形管理表	1-3	堤名板 (治山)	8-3	杭出来形管理表	
1-4	標板 (林道)	8-6	床掘数量確認表 (岩)	1-4	標板 (林道)	8-4	矢板出来形管理表	
2	施工計画書	8-7	床掘数量確認表 (土砂)	2	施工計画書	8-5	ブロック製作出来形管理表	
2-1	施工計画書の記載の内容	8-8	床掘状況表	2-1	施工計画書の記載の内容	8-6	床掘数量確認表 (岩)	
2-2	施工計画書の記入例	8-9	堤体等出来形測定図	2-2	施工計画書の記入例	8-7	床掘数量確認表 (土砂)	
2-3	コンクリート打設計画表	8-10	堤体等基準高測定図	2-3	コンクリート打設計画表	8-8	床掘状況表	
2-4	コンクリート打設計画図 (谷止工等)	8-11	展開図 (山腹工、吹付工、柵工)	2-4	コンクリート打設計画図 (谷止工等)	8-9	堤体等出来形測定図	
2-5	コンクリート打設計画図 (土留工等)	8-12	出来形写真説明図	2-5	コンクリート打設計画図 (土留工等)	8-10	堤体等基準高測定図	
2-6	ポンプ配管図	8-13	<u>伐採管理表</u>	2-6	ポンプ配管図	8-11	展開図 (山腹工、吹付工、柵工)	
2-7	安全訓練等の実施報告書	8-14	<u>伐採管理表 (記載例)</u>	2-7	安全訓練等の実施報告書	8-12	出来形写真説明図	
2-8	再生資源利用計画書 (実施書)	8-15	伐採管理図 (記載例)	2-8	再生資源利用計画書 (実施書)	8-13	<u>伐採管理野帳とりまとめ表</u>	
2-9	再生資源利用促進計画書 (実施書)	9	品質管理図書 (記入例)	2-9	再生資源利用促進計画書 (実施書)	8-14	<u>森林整備伐採管理野帳【削除】</u>	
3	使用材料一覧	9-1	コンクリート打設管理表	2-10	<u>あいくる材使用状況報告書【削除】</u>	8-15	伐採管理図 (記載例)	
4	工事記録 (参考様式)	9-2	コンクリート打設実施図 (谷止工等)	2-11	<u>あいくる材使用実績集約表【削除】</u>	9	品質管理図書 (記入例)	
5	安全巡視日誌	9-3	コンクリート打設実施図 (土留工等)	3	使用材料一覧	9-1	コンクリート打設管理表	
6	事故報告書	10	コンクリート使用明細書	4	工事記録 (参考様式)	9-2	コンクリート打設実施図 (谷止工等)	
7	損害発生通知書	11	材料使用明細書	5	安全巡視日誌	9-3	コンクリート打設実施図 (土留工等)	
8	出来形管理図書 (記入例)			6	事故報告書	10	コンクリート使用明細書	
8-1	測定結果一覧表 (甲)			7	損害発生通知書	11	材料使用明細書	
8-2	測定結果一覧表 (乙)			8	出来形管理図書 (記入例)			

# 林務関係工事標準仕様書新旧対照表

改正後	現行	備考
<del>参考資料-13</del> ～ <del>参考資料-15</del> (省略)	<del>参考資料-15</del> ～17 (省略)	



# 林務関係工事標準仕様書新旧対照表

改正後	現行	備考												
<p><b>参考資料-16</b></p> <p>様式 2</p> <p style="text-align: right;">(記入例)</p> <p style="text-align: center;">施 工 計 画 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>愛 知 県 知 事 殿 (愛知県 所長)</p> <p style="text-align: right;">請負者名</p> <p>このことについて、下記のとおり提出します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" data-bbox="271 683 1034 783"> <tr> <td>工事名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工期</td> <td></td> </tr> </table> <p>(添付書類)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 実施工程表</li> <li>(2) 安全管理</li> <li>(3) 指定機械及び主要機械 (船舶)</li> <li>(4) 施工方法 (主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む)</li> <li>(5) 施工管理計画</li> <li>(6) 緊急時の体制及び対応</li> <li>(7) 交通管理</li> <li>(8) 環境対策</li> <li>(9) 現場作業環境の整備</li> <li>(10) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法</li> <li>(11) <u>法定休日・所定休日 (週休二日の導入)</u></li> <li>(12) <u>その他</u></li> </ul>	工事名		工事場所		工期		<p><b>参考資料-18</b></p> <p>様式 2</p> <p style="text-align: right;">(記入例)</p> <p style="text-align: center;">施 工 計 画 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>愛 知 県 知 事 殿 (愛知県 所長)</p> <p style="text-align: right;">請負者名</p> <p>このことについて、下記のとおり提出します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" data-bbox="1126 675 1890 775"> <tr> <td>工事名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工期</td> <td></td> </tr> </table> <p>(添付書類)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 実施工程表</li> <li>(2) 安全管理</li> <li>(3) 指定機械及び主要機械 (船舶)</li> <li>(4) 施工方法 (主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む)</li> <li>(5) 施工管理計画</li> <li>(6) 緊急時の体制及び対応</li> <li>(7) 交通管理</li> <li>(8) 環境対策</li> <li>(9) 現場作業環境の整備</li> <li>(10) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法</li> <li>(11) <u>その他</u></li> </ul>	工事名		工事場所		工期		
工事名														
工事場所														
工期														
工事名														
工事場所														
工期														

# 林務関係工事標準仕様書新旧対照表

改正後				現行				備考
<b>参考資料-17~19</b> 様式 2-1  施工計画書記載の内容				<b>参考資料-19~参考資料-20</b> 様式 2-1  施工計画書記載の内容				
事項	内容		備考	事項	内容		備考	
1	実施工程表	バーチャート、曲線式工程表、ネットワーク式工程表など工事内容に適した工程表で示す。		1	実施工程表	バーチャート、曲線式工程表、ネットワーク式工程表など工事内容に適した工程表で示す。		
2	安全管理	安全委員会の構成又は安全管理組織表を作成する。 安全活動の方針、安全対策、事故発生時の措置（連絡方法等）及び安全訓練等について記入する。		2	安全管理	安全委員会の構成又は安全管理組織表を作成する。 安全活動の方針、安全対策、事故発生時の措置（連絡方法等）及び安全訓練等について記入する。		
3	指定機械及び主要機械（船舶）	設計図書に条件明示（従来型、又は公害対策建設機械＝低騒音型、低振動型、排出ガス対策建設機械指定要領により指定された機械）した指定機械及び主要機械の規格（機種性能）台数等についての一覧表を作成する。		3	指定機械及び主要機械（船舶）	設計図書に条件明示（従来型、又は公害対策建設機械＝低騒音型、低振動型、排出ガス対策建設機械指定要領により指定された機械）した指定機械及び主要機械の規格（機種性能）台数等についての一覧表を作成する。		
4	施工方法（主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む）	作業時間、起工測量計画、現場管理事項等について記述する。 主要工種について、使用機械や工事の安全を考慮して施工順序等を記入する。他工事との関係調整、地下埋設の調査、用排水調査、工事公害に対する配慮、地元への周知、苦情に対する処置方法等も必要に応じ記述する。 仮設備については、設計図書に指定されている設備については、もれなく記述する。また、仮締切、仮道路、仮橋、仮土留、防護工等主要な施設は記述する。 コンクリート打設計画書を作成し提出する。		4	施工方法（主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む）	作業時間、起工測量計画、現場管理事項等について記述する。 主要工種について、使用機械や工事の安全を考慮して施工順序等を記入する。他工事との関係調整、地下埋設の調査、用排水調査、工事公害に対する配慮、地元への周知、苦情に対する処置方法等も必要に応じ記述する。 仮設備については、設計図書に指定されている設備については、もれなく記述する。また、仮締切、仮道路、仮橋、仮土留、防護工等主要な施設は記述する。 コンクリート打設計画書を作成し提出する。		
5	施工管理計画	工程管理	工程管理の方法を記述する。	当初請負代金額が2,000万円未満の工事及び維持工事等簡易な工事もしくは単価契約工事においては設計図書に示す場合を除き、省略する。	5	施工管理計画	工程管理	工程管理の方法を記述する。
		出来形管理	施工管理基準及び仕様書に基づき当該工事等に必要測定項目一覧表を作成する。				出来形管理	施工管理基準及び仕様書に基づき当該工事等に必要測定項目一覧表を作成する。
		品質管理	主要なものは試験方法、管理方法、試験場所等も記述する。				品質管理	主要なものは試験方法、管理方法、試験場所等も記述する。
		写真管理	写真管理基準に基づき撮影計画を作成する。				写真管理	写真管理基準に基づき撮影計画を作成する。
6	緊急時の体制及	大雨、出水、強風等の異常気象時における作業現場の		6	緊急時の体制及	大雨、出水、強風等の異常気象時における作業現場の		

# 林務関係工事標準仕様書新旧対照表

改正後				現行				備考
	ひ対応	防災管理体制と災害発生時の対策及び作業現場内において事故発生又はその恐れがある場合の体制と対策等について記述するほか、緊急時の連絡系統、連絡方法も系統図で表示する。			ひ対応	防災管理体制と災害発生時の対策及び作業現場内において事故発生又はその恐れがある場合の体制と対策等について記述するほか、緊急時の連絡系統、連絡方法も系統図で表示する。		
7	交通管理	当該工事等に伴う交通対策と交通処理等について記述する。		7	交通管理	当該工事等に伴う交通対策と交通処理等について記述する。		
8	環境対策	環境対策は地域住民及び第三者との連絡、建設工事の公害、規制等の実施事項を記述する。	当初請負代金額が2,000万円未満の工事及び維持工事等簡易な工事もしくは単価契約工事においては設計図書に示す場合を除き、省略する。	8	環境対策	環境対策は地域住民及び第三者との連絡、建設工事の公害、規制等の実施事項を記述する。	当初請負代金額が2,000万円未満の工事及び維持工事等簡易な工事もしくは単価契約工事においては設計図書に示す場合を除き、省略する。	
9	現場作業環境の整備	現場作業環境の整備、工事現場のイメージアップ等について記述する。	当初請負代金額が2,000万円未満の工事及び維持工事等簡易な工事もしくは単価契約工事においては設計図書に示す場合を除き、省略する。	9	現場作業環境の整備	現場作業環境の整備、工事現場のイメージアップ等について記述する。	当初請負代金額が2,000万円未満の工事及び維持工事等簡易な工事もしくは単価契約工事においては設計図書に示す場合を除き、省略する。	
10	再生資源の利用促進と建設副産物の適正処理方法	再生資源の利用の促進に関する法律及び愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱に基づき、建設副産物に係る利用促進及び処理計画に関する事項を記述する。		10	再生資源の利用促進と建設副産物の適正処理方法	再生資源の利用の促進に関する法律及び愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱に基づき、建設副産物に係る利用促進及び処理計画に関する事項を記述する。		
11	<u>法定休日・所定休日（週休二日の導入）</u>	<u>週休二日制の取組等について記述する。</u>		【新規】	<b>【新規】</b>	<b>【新規】</b>		

# 林務関係工事標準仕様書新旧対照表

改正後				現行				備考																																																																																																																																																																																																				
<a href="#">12</a>	その他	契約図書で施工計画書に明記又は記載するよう指示されているもの及び監督員の指示事項を記述する。		<a href="#">11</a>	その他	契約図書で施工計画書に明記又は記載するよう指示されているもの及び監督員の指示事項を記述する。																																																																																																																																																																																																						
<b>参考資料-20～27</b> (省略)				<b>参考資料-21～28</b> (省略)																																																																																																																																																																																																								
<b>参考資料-28</b> 材使用実績集約表（別紙様式2-11）を電子データにて提出します。  <b>11 法定休日・所定休日（週休二日の導入）</b> ・毎週○曜日を法定休日とする。 ・毎週○曜日および国民の祝日を所定休日とする。  <b>12 その他</b> 林務関係工事標準仕様書、特記仕様書等で施工計画書に明記又は記載するよう指示されているものは必ず記述します。 その他特に必要とする場合は、稼働日数表、労務計画表、支保工計画等もつけます。				<b>参考資料-29</b> 材使用実績集約表（別紙様式2-11）を電子データにて提出します。  <b>11 その他</b> 林務関係工事標準仕様書、特記仕様書等で施工計画書に明記又は記載するよう指示されているものは必ず記述します。 その他特に必要とする場合は、稼働日数表、労務計画表、支保工計画等もつけます。																																																																																																																																																																																																								
<b>参考資料-29～65</b> (省略)				<b>参考資料-30～36</b> (省略)																																																																																																																																																																																																								
<b>【削除】</b>				<b>参考資料-37</b>  あいくる材使用状況報告書 <span style="float: right;">2020/3/31 様式6</span> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">種別</td> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 20%; text-align: center;">工事情報チェック</td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%; text-align: center;">全体チェック</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td>工事名</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>発注者</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>路線名又は施設名</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>請負金額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">〔管理用〕報告番号</td> </tr> </table> 使用するあいくる材の一覧 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">①あいくる 認定番号</th> <th style="width: 20%;">②資材名</th> <th style="width: 10%;">③資材 チェック</th> <th style="width: 15%;">④規格等</th> <th style="width: 10%;">⑤数量</th> <th style="width: 5%;">単位</th> <th style="width: 10%;">規格適合 チェック</th> <th style="width: 25%;">⑥備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>}-</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>}-</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>}-</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>}-</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>}-</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>}-</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>}-</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>}-</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>}-</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>}-</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>}-</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>}-</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>}-</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>}-</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>}-</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>}-</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>}-</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>}-</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>}-</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>				種別		工事情報チェック		全体チェック		工事名						発注者						路線名又は施設名						請負金額											〔管理用〕報告番号	①あいくる 認定番号	②資材名	③資材 チェック	④規格等	⑤数量	単位	規格適合 チェック	⑥備考	}-								}-								}-								}-								}-								}-								}-								}-								}-								}-								}-								}-								}-								}-								}-								}-								}-								}-								}-								
種別		工事情報チェック		全体チェック																																																																																																																																																																																																								
工事名																																																																																																																																																																																																												
発注者																																																																																																																																																																																																												
路線名又は施設名																																																																																																																																																																																																												
請負金額																																																																																																																																																																																																												
					〔管理用〕報告番号																																																																																																																																																																																																							
①あいくる 認定番号	②資材名	③資材 チェック	④規格等	⑤数量	単位	規格適合 チェック	⑥備考																																																																																																																																																																																																					
}-																																																																																																																																																																																																												
}-																																																																																																																																																																																																												
}-																																																																																																																																																																																																												
}-																																																																																																																																																																																																												
}-																																																																																																																																																																																																												
}-																																																																																																																																																																																																												
}-																																																																																																																																																																																																												
}-																																																																																																																																																																																																												
}-																																																																																																																																																																																																												
}-																																																																																																																																																																																																												
}-																																																																																																																																																																																																												
}-																																																																																																																																																																																																												
}-																																																																																																																																																																																																												
}-																																																																																																																																																																																																												
}-																																																																																																																																																																																																												
}-																																																																																																																																																																																																												
}-																																																																																																																																																																																																												
}-																																																																																																																																																																																																												
}-																																																																																																																																																																																																												

# 林務関係工事標準仕様書新旧対照表

改正後	現行	備考																																																																																																																																							
<p style="color: red;">【削除】</p>	<p>参考資料-38</p> <p style="text-align: right;">様式 9 ver.2020</p> <p style="text-align: center;">あいくる材使用実績集約表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">発注者</th> <th colspan="2">工事名</th> <th colspan="3"></th> </tr> <tr> <th rowspan="2">番号</th> <th colspan="2">集計項目</th> <th rowspan="2">あいくる材</th> <th rowspan="2">あいくる材以外のリサイクル材</th> <th rowspan="2">新材、通常材(リサイクル以外のもの)</th> <th rowspan="2"></th> </tr> <tr> <th>資材名</th> <th>単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1-a</td> <td>密粒・粗粒等アスファルト混合物</td> <td>t</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1-b</td> <td>改質Ⅱ型アスファルト混合物</td> <td>t</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2-a</td> <td>路盤材(瀝青安定処理)</td> <td>m<sup>3</sup></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2-b</td> <td>路盤材(RC-40等)</td> <td>m<sup>3</sup></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3-a</td> <td>側溝、U字溝</td> <td>m</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3-b</td> <td>コンクリート 集水樹、人孔類</td> <td>基</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3-c</td> <td>境界ブロック、縁石</td> <td>m</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3-d</td> <td>L型擁壁</td> <td>m</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3-e</td> <td>二次製品 ボックスカルバート</td> <td>m</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3-f</td> <td>積みブロック</td> <td>m<sup>3</sup></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3-g</td> <td>張りブロック</td> <td>m<sup>2</sup></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>舗装用ブロック</td> <td>m<sup>2</sup></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>型枠材</td> <td>m<sup>2</sup></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>塩化ビニル管</td> <td>m</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>工事用看板(流用を除く)</td> <td>箇所</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>堆肥・植栽基盤材</td> <td>kg</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>建設汚泥流動化処理土</td> <td>m<sup>3</sup></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※記入上の注意</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>この集約は、工事ごとにあいくる材の使用の有無にかかわらず、完了時に提出する。</li> <li>この様式は集約のため簡便化しており、それぞれの規格種類に関わらず合計する。</li> <li>この様式はエクセルのファイルで提出すること</li> <li>この様式は各発注者ごとでエクセルを使用して串刺し集計したものをファイルで集約する。</li> <li>舗装用ブロックには、インターロッキング、平板ブロック等舗装用のブロックが該当する。</li> </ol>	発注者		工事名					番号	集計項目		あいくる材	あいくる材以外のリサイクル材	新材、通常材(リサイクル以外のもの)		資材名	単位	1-a	密粒・粗粒等アスファルト混合物	t					1-b	改質Ⅱ型アスファルト混合物	t					2-a	路盤材(瀝青安定処理)	m <sup>3</sup>					2-b	路盤材(RC-40等)	m <sup>3</sup>					3-a	側溝、U字溝	m					3-b	コンクリート 集水樹、人孔類	基					3-c	境界ブロック、縁石	m					3-d	L型擁壁	m					3-e	二次製品 ボックスカルバート	m					3-f	積みブロック	m <sup>3</sup>					3-g	張りブロック	m <sup>2</sup>					4	舗装用ブロック	m <sup>2</sup>					5	型枠材	m <sup>2</sup>					6	塩化ビニル管	m					7	工事用看板(流用を除く)	箇所					8	堆肥・植栽基盤材	kg					9	建設汚泥流動化処理土	m <sup>3</sup>					
発注者		工事名																																																																																																																																							
番号	集計項目		あいくる材	あいくる材以外のリサイクル材	新材、通常材(リサイクル以外のもの)																																																																																																																																				
	資材名	単位																																																																																																																																							
1-a	密粒・粗粒等アスファルト混合物	t																																																																																																																																							
1-b	改質Ⅱ型アスファルト混合物	t																																																																																																																																							
2-a	路盤材(瀝青安定処理)	m <sup>3</sup>																																																																																																																																							
2-b	路盤材(RC-40等)	m <sup>3</sup>																																																																																																																																							
3-a	側溝、U字溝	m																																																																																																																																							
3-b	コンクリート 集水樹、人孔類	基																																																																																																																																							
3-c	境界ブロック、縁石	m																																																																																																																																							
3-d	L型擁壁	m																																																																																																																																							
3-e	二次製品 ボックスカルバート	m																																																																																																																																							
3-f	積みブロック	m <sup>3</sup>																																																																																																																																							
3-g	張りブロック	m <sup>2</sup>																																																																																																																																							
4	舗装用ブロック	m <sup>2</sup>																																																																																																																																							
5	型枠材	m <sup>2</sup>																																																																																																																																							
6	塩化ビニル管	m																																																																																																																																							
7	工事用看板(流用を除く)	箇所																																																																																																																																							
8	堆肥・植栽基盤材	kg																																																																																																																																							
9	建設汚泥流動化処理土	m <sup>3</sup>																																																																																																																																							
	<p>参考資料-39～ 参考資料-58 (省略)</p>																																																																																																																																								

# 林務関係工事標準仕様書新旧対照表

改正後	現行	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																													
<p>参考資料-56</p> <div style="text-align: center;"> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th colspan="6">協議実施状況</th> <th colspan="6">工事状況</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">契約工種</th> <th colspan="2">協議</th> <th colspan="2">次書</th> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">契約工種</th> <th colspan="2">協議</th> <th colspan="2">次書</th> <th rowspan="2">本数</th> </tr> <tr> <th>済</th> <th>未済 (R-CCD/R-OD)</th> <th>済</th> <th>未済</th> <th>済</th> <th>未済</th> </tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: right;">小計</td> <td colspan="6" style="text-align: right;">小計</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">※次書が出た場合は、次書と合った欄を赤字にすること。 ※協議済は、契約代理人・主幹社員等が十分に協議の進捗を把握確認の責務を有する責任を負ふ。</p> </div>	協議実施状況						工事状況						区分	契約工種	協議		次書		区分	契約工種	協議		次書		本数	済	未済 (R-CCD/R-OD)	済	未済	済	未済																																																																																																																																			小計						小計						<p>参考資料-59</p> <div style="text-align: center;"> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th colspan="4">伐付管理新紙とノミとの表</th> <th colspan="4">上三宅</th> </tr> <tr> <th>区画区分</th> <th>区分</th> <th>協議 (R-CCD/R-OD)</th> <th>本数</th> <th>区画区分</th> <th>区分</th> <th>協議 (R-CCD/R-OD)</th> <th>本数</th> </tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: right;">小計</td> <td colspan="4" style="text-align: right;">小計</td> </tr> </table> </div>	伐付管理新紙とノミとの表				上三宅				区画区分	区分	協議 (R-CCD/R-OD)	本数	区画区分	区分	協議 (R-CCD/R-OD)	本数																																																																																									小計				小計				
協議実施状況						工事状況																																																																																																																																																																																																																																																																																									
区分	契約工種	協議		次書		区分	契約工種	協議		次書		本数																																																																																																																																																																																																																																																																																			
		済	未済 (R-CCD/R-OD)	済	未済			済	未済																																																																																																																																																																																																																																																																																						
小計						小計																																																																																																																																																																																																																																																																																									
伐付管理新紙とノミとの表				上三宅																																																																																																																																																																																																																																																																																											
区画区分	区分	協議 (R-CCD/R-OD)	本数	区画区分	区分	協議 (R-CCD/R-OD)	本数																																																																																																																																																																																																																																																																																								
小計				小計																																																																																																																																																																																																																																																																																											

